

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和6年度			令和7年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)
(1) 相談窓口の設置、情報の提供等(第10条)	ア 被害初期における迅速な相談支援	(ア) 被害初期における迅速な相談支援	警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種相談窓口及び関係機関の周知</li> <li>被害者のニーズに応じた適切な対応</li> <li>関係機関・団体との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県警ホームページ、ラジオ、広報紙等を活用した相談窓口の広報活動実施</li> <li>情報提供6件(こうち被害者支援センター)</li> </ul>	(成果) <ul style="list-style-type: none"> <li>広報活動による各種相談窓口の周知に努めた。</li> <li>関係機関と連携し、被害者のニーズに応じた対応に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種相談窓口及び関係機関の周知</li> <li>被害者のニーズに応じた適切な対応</li> <li>関係機関・団体との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県警ホームページを活用した相談窓口の広報実施</li> <li>情報提供2件(こうち被害者支援センター)</li> </ul>	-
			県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、県警察、こうち被害者支援センターを中心に、犯罪被害者等支援に係る関係機関との調整を行う</li> <li>無料法律相談の実施(高知弁護士会との協定)</li> <li>無料法律相談制度についての広報周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談実績 2件</li> <li>調整会議 9回</li> <li>【法律相談の広報・周知】</li> <li>県民への周知(コンビニ等へチラシ配布)</li> <li>支援関係機関への制度周知(犯罪被害者支援関係機関連絡協議会6/18, 9/17, 1/21)</li> <li>教員向け周知(県立学校人権教育主任会議でリーフレット配布(294部))</li> </ul>	(課題) <ul style="list-style-type: none"> <li>支援機関への継続的な広報・周知(無料法律相談について)</li> <li>事例発生時のスムーズな支援機関での連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、県警察、こうち被害者支援センターを中心に、犯罪被害者等支援に係る関係機関との調整を行う</li> <li>無料法律相談の実施(高知弁護士会との協定)</li> <li>無料法律相談制度についての広報周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談実績 1件</li> </ul>	182
	イ 犯罪被害者等支援に特化した相談支援	(ア) 犯罪被害者等支援相談窓口及び総合的対応窓口	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任の相談員が、犯罪被害に関する相談を受け、内容に応じ、必要な情報の提供や支援関係機関へのつなぐ等、被害者をサポート</li> <li>◎電話による相談</li> <li>◎面談による相談(要予約)</li> <li>◎相談員のスキルアップのための研修</li> <li>指針に基づき、創設した支援施策等への問い合わせ対応</li> <li>市町村総合的対応窓口の県HPへの掲載</li> <li>【広報・周知】</li> <li>・X ・県HP ・ラジオ広報</li> <li>・チラシ配布(コンビニ、スーパー、市町村等)</li> <li>・県民意識調査の結果を基に、広報手段検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談実績: 24件(実人数16名)</li> <li>・電話相談 19件</li> <li>・面接相談 2件</li> <li>・その他 3件</li> <li>【相談窓口の広報・周知】</li> <li>・県公式X(旧Twitter) 3回</li> <li>・コンビニ等へポスター配付 138部</li> <li>・TV広報2回(5/15, 5/16)</li> <li>・ポスタージャック2回(6/20~7/20, 11/10~12/10)</li> </ul>	(課題) <ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口についての継続的な広報・周知</li> <li>効果的な広報手段の精査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任の相談員が犯罪被害に関する相談を受け、内容に応じ必要な情報の提供や支援関係機関へつなぐ等、被害者をサポート</li> <li>◎電話による相談</li> <li>◎面談による相談(要予約)</li> <li>◎相談員のスキルアップのための研修</li> <li>指針に基づき、創設した支援施策等への問い合わせ対応</li> <li>市町村総合的対応窓口の県HPへの掲載</li> <li>【広報・周知】</li> <li>・X ・県HP ・ラジオ広報</li> <li>・チラシ配布(コンビニ、スーパー、市町村等)</li> <li>・県民意識調査の結果を基に、広報手段検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談実績: 2件(実人数2名)</li> <li>・電話相談 2件</li> <li>・面接相談 0件</li> <li>・その他 0件</li> </ul>	3,312
		(イ) 民間支援団体における相談対応等	警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務委託先との連携強化</li> <li>「犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度」の適切な運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務委託先であるこうち被害者支援センターにおける相談対応の実施(電話相談304件、面接相談43件、メール等その他相談33件)</li> <li>情報提供6件</li> </ul>	(成果) <ul style="list-style-type: none"> <li>業務委託先に情報提供を行い、必要な被害者支援を早期に援助することで被害者のニーズに応える対応に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務委託先との連携強化</li> <li>「犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度」の適切な運用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務委託先(こうち被害者支援センター)における相談対応(電話相談65件、面接相談10件、メール等その他相談7件)</li> <li>情報提供2件</li> </ul>	2,942
		(ウ) 日本司法支援センター(法テラス)等との連携と情報提供	警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>法テラスによる法的支援の周知</li> <li>関係機関・団体との連携強化</li> <li>各種会議での意見交換の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者支援関係機関連絡協議会における意見交換3回(6/18, 9/17, 1/21)</li> <li>高知県被害者支援連絡協力会定例会開催(11/14)</li> </ul>	(成果) <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関が出席する会合で、法テラス等関係機関と意見交換を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法テラスによる法的支援の周知</li> <li>関係機関・団体との連携強化</li> <li>各種会議での意見交換の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との連携強化及び各種団体窓口等の周知</li> </ul>	-
		県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>法テラスが実施する法的支援の周知</li> <li>県の相談窓口への相談者へ法テラスの制度等の紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者支援関係機関連絡協議会における意見交換3回(6/18, 9/17, 1/21)</li> </ul>	(成果) <ul style="list-style-type: none"> <li>支援機関へ法テラスの制度及び相談窓口の周知ができた。</li> <li>法テラスを含む関係機関の取組状況等を把握するとともに、情報共有が図れた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法テラスが実施する法的支援の周知</li> <li>県の相談窓口への相談者へ法テラスの制度等の紹介</li> </ul>	取組実績なし	-	

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和6年度			令和7年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)
(1) 相談窓口の設置、情報の提供等(第10条)	イ 犯罪被害者等支援に特化した相談支援	(エ) 警察における相談体制の充実	警察	・相談窓口の周知 ・関係部署が連携した適切な相談対応 ・相談対応能力の向上	・性犯罪被害相談電話(＃8103)13件 ・犯罪被害者ホットライン 34件 ・性犯罪・DV・ストーカー等相談電話44件	(成果) ・県警ホームページ、ラジオ、広報紙等により、県民への警察における相談窓口の周知を図るとともに、相談内容に応じて関係部署が連携して対応した。	・相談窓口の周知 ・関係部署が連携した適切な相談対応 ・相談対応能力の向上	・性犯罪被害相談電話(＃8103)2件 ・犯罪被害者ホットライン 2件 ・性犯罪・DV・ストーカー等相談電話13件 ・「＃8103」「性犯罪・DV・ストーカー等相談電話」において、性別を問わず、相談者の要望に応じた対応を実施 ・リーフレット、広報用カードの配布等による警察相談窓口の周知	-
		(オ) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実	警察	・高知県被害者支援連絡協会等の構成機関・団体との連携強化及び情報共有の実施 ・各警察署単位の被害者支援連絡協会の開催	・犯罪被害者支援関係機関連絡協議会における意見交換3回(6/18、9/17、1/21) ・高知県被害者支援連絡協会定例会開催(11/14) ・各警察署単位の被害者支援連絡協会の開催(12警察署)	(成果) ・警察の支援活動について周知を図るとともに、関係機関における支援活動の実情を把握して、連携強化に努めた。	・高知県被害者支援連絡協会等の構成機関・団体との連携強化及び情報共有の実施 ・各警察署単位の被害者支援連絡協会の開催 ・市町村における犯罪被害者支援条例の制定及び県における犯罪被害者等支援コーディネーターの設置に向けての働きかけ	・高知県被害者支援連絡協会の構成機関団体へ「協会だより」を配布	-
		(カ) 犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供の充実	警察	・被害者のニーズに応じた適切な対応 ・情報提供制度の適切な運用	・情報提供6件(こうち被害者支援センター)	(成果) ・被害者支援要員等が被害者のニーズを把握した上で、適切に情報提供した。	・被害者のニーズに応じた適切な対応 ・情報提供制度の適切な運用	・情報提供2件(こうち被害者支援センター)	-
		(キ) 刑事手続等に関する情報提供の充実	警察	・「被害者の手引」の更新・多言語化 ・「被害者の手引」の確実な交付	・対象事件の被害者に「被害者の手引」を配布した。 ・各種専科教養、研修会等において対象事件の被害者への「被害者の手引」の確実な配布を教養した。 ・英語版、中国語版、韓国語版、ベトナム語版の「被害者の手引」を改訂し、新たにポルトガル語、タガログ語版の「被害者の手引」を新規作成。	(成果) ・「被害者の手引」を確実に交付して刑事手続等に関する情報提供に努めた。	・「被害者の手引」の更新・多言語化 ・「被害者の手引」の確実な交付	・「被害者の手引」の改訂 ・対象事件の被害者に対する確実な「被害者の手引」の交付	-
		(ク) 海外における高知県に關係する邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等	警察	・対象事案認知時における関係機関・団体と連携した情報収集及び適切な支援活動の実施	・対象事案の認知なし	・対象事案の認知なし	・対象事案認知時における関係機関・団体と連携した情報収集及び適切な支援活動の実施	・対象事案の認知なし	-
ウ 性犯罪被害に関する相談支援	(ア) 民間支援団体における相談対応等	県民生活課	R3～「性暴力被害者サポートセンターこうち」の運営業務を「こうち被害者支援センター」に委託。  ・電話・面接相談の実施 ・直接的支援(警察、裁判所等への付き添い) ・医療費、法律相談費用の助成	【相談実績等】 ・電話相談 239件 ・面接相談 37件 ・その他 30件 ・直接的支援 234件 ・カウンセリング 5件 ・医療費助成 1件	(成果) ・電話、面接相談、直接的支援等各手段で被害者等の支援ができた。	R3～「性暴力被害者サポートセンターこうち」の運営業務を「こうち被害者支援センター」に委託。  ・電話・面接相談の実施 ・直接的支援(警察、裁判所等への付き添い) ・医療費、法律相談費用の助成	【相談実績等】 ・電話相談 48件 ・面接相談 8件 ・その他 6件 ・直接的支援 35件 ・カウンセリング 1件 ・医療費助成 2件	8,270	

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和6年度			令和7年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)
(1) 相談窓口の設置、情報の提供等(第10条)	ウ 性犯罪被害者に関する相談支援	(イ) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大	警察	・県警ホームページやSNS等を活用した各種情報の提供及び相談窓口の広報 ・各種会合、学校での講演会等における相談窓口の周知	・県警ホームページへの相談窓口等の掲載 ・ラジオ広報による相談窓口の紹介(10月) ・被害者支援に係る各種会議や講義のほか、各種広報活動において、カードやリーフレットを活用した広報実施	(成果) ・県警ホームページ、SNS、ラジオ等、各種広報活動により被害者による各種情報入手の利便性の向上を図った	・県警ホームページやSNS等を活用した各種情報の提供及び相談窓口の広報 ・各種会合、学校での講演会等における相談窓口の周知	・県警ホームページへの相談窓口等の掲載	-
	エ 犯罪被害者の属性に応じた相談支援	(ア) a 人権啓発センターにおける相談対応等	人権・男女共同参画課	・相談窓口での対応	・相談対応実績 82件(うち犯罪被害者等相談件数0件)	(成果) ・犯罪被害者等に関する相談なし  (課題) ・継続的な相談窓口の周知と啓発活動が必要	・相談窓口での対応  ・令和6年度に作成したチラシを継続して配布し、周知、啓発活動を行う。	・相談対応実績 10件(うち犯罪被害者等相談件数0件)	681
		(イ) a 女性相談支援センターにおける相談対応等	人権・男女共同参画課	・相談窓口での対応 ・関係機関連絡会議等での情報共有 ・相談員の専門研修 ・相談窓口の周知のための広報 ・民間シェルターへの活動助成	・相談対応実績 相談件数：1,123件(来所：232件・電話：860件・出張相談等その他：31件) うちDV相談件数：353件 ・「女性に対する暴力をなくす運動週間(11/12~25)」の期間中等に啓発活動を実施 高知城・鏡ダム・永瀬ダムのパープルライトアップ、公共交通機関へのポスター掲示、ラジオ対談、民間支援団体と連携した街頭啓発等 ・相談窓口周知カードの作成・配布 35,000枚 配布先：市町村、警察等の関係機関、民間支援団体、病院等 ・民間シェルターへの活動費助成 1件1,000千円	(成果) ・運動週間を中心とする多様な広報により、県民にDVに関する啓発・相談窓口等を周知できた。  (課題) ・様々な媒体を活用してDVに関する啓発・相談窓口等の周知を実施しているが、まだまだ不十分であり、さらに県民への周知が必要	・相談窓口での対応 ・関係機関連絡会議等での情報共有 ・相談員の専門研修 ・相談窓口の周知のための広報 ・民間シェルターへの活動助成	・相談対応実績 相談件数：188件(来所：34件・電話：150件・出張相談等その他：4件) うちDV相談件数：51件 ・民間シェルターへの活動費助成 1件1,000千円交付決定	71,828
		(イ) b こうち男女共同参画センター「ソーレ」における相談対応等	人権・男女共同参画課	・相談窓口での対応 ・相談員のスキルアップ研修の実施	・相談対応実績 DV相談件数：33件 うち身体的暴力相談：16件 精神的暴力相談：29件 (1件の相談の中に複数の暴力相談あり) ・相談員スキルアップ研修の実施 2回 会場参加者：延34人 オンデマンド参加者：延110人	(成果) ・相談件数は年々減少しているが、相談者に対しては適切に対応し、必要に応じて女性相談支援センター等の関係機関へつなぐことができた。  (課題) ・関係機関と連携した相談窓口の周知と啓発活動が必要	・相談窓口での対応 ・相談員のスキルアップ研修の実施 ・情報誌「ソーレ・スコープ」(年4回発行)に、相談室の案内を毎号記載し、相談関連機関に配布し広報していくとともに、テレビ・ラジオ・SNSなどを活用し、積極的な広報活動を展開することで、相談の利用や講座の受講促進につなげる。	・相談対応実績 DV相談件数：19件 うち主な相談 身体的暴力相談：4件 精神的暴力相談：6件 経済的暴力相談：5件  ・相談員スキルアップ研修の実施 未実施	80,605

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和6年度			令和7年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)
(1) 相談窓口の設置、情報の提供等(第10条)	エ 犯罪被害者の属性に応じた相談支援	(ウ) a 児童相談所における相談対応等	子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所職員の専門性強化のための研修等の実施</li> <li>市町村の子ども家庭相談担当職員等に対する研修の実施</li> <li>夜間・休日の電話対応を行う人員を配置し、24時間365日の相談対応を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所機能強化アドバイザーによる研修等の実施(延べ16回)</li> <li>子どもへの支援方法やケースワークに関する事例検討等を通じて、児相職員の支援力向上につなげた。</li> <li>市町村の子ども家庭相談担当職員等に対する研修の実施(延べ16回)</li> <li>子どもの権利擁護や虐待対応などの研修を通じて、市町村職員の支援力向上につなげた。</li> <li>夜間・休日の電話対応を行う人員を配置し、24時間365日の相談対応を実施できた。(2,787件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(成果)</li> <li>学校等からの相談について随時相談援助を実施できている。</li> <li>市町村の対応力向上やケースの進捗管理の具体的な助言の機会となっている。</li> <li>(課題)</li> <li>市町村と連携した相談支援体制の強化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所職員の専門性強化のための研修等の実施</li> <li>市町村の子ども家庭相談担当職員等に対する研修の実施</li> <li>夜間・休日の電話対応を行う人員を配置し、24時間365日の相談対応を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所機能強化アドバイザーによる研修等の実施(延べ5日(4/26, 5/10, 5/14-16))</li> <li>市町村の子ども家庭相談担当職員等に対する研修の実施(5/16, 5/28)</li> <li>夜間・休日の電話対応を行う人員を配置し、24時間365日の相談対応を実施(511件)</li> </ul>	10,245
		(ウ) b ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける相談対応等	子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談対応</li> <li>法律相談の実施</li> <li>センター公式LINEによる情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談件数(来所・電話・LINE等)1,675件</li> <li>うちDV被害者 8件</li> <li>弁護士等による法律相談 118件</li> <li>LINEによる各種相談窓口(DV被害者等)の案内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(成果)</li> <li>DV被害者の方が弁護士相談や司法書士相談等を利用された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談対応</li> <li>法律相談の実施</li> <li>センター公式LINEによる情報発信</li> <li>SNS等を活用したひとり親家庭支援センターのPR強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談件数(来所・電話・LINE等)194件</li> <li>うちDV被害者 4件</li> <li>弁護士等による法律相談 21件</li> <li>LINEによる各種相談窓口(DV被害者等)の案内</li> </ul>	6,887
		(ウ) c 心の教育センターにおける相談対応等	心の教育センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内全児童生徒への電話相談カード、相談チラシの配布</li> <li>来所相談、出張教育相談、電話相談、SNS等を活用した相談(メール、LINE)</li> <li>心の教育センター土曜開所(月2回)、日曜開所(月4回)</li> <li>東部・西部相談室の開設(各35日/年)</li> <li>教育相談関係機関連絡協議会等での情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内全児童生徒への電話相談カード、相談チラシの配布</li> <li>電話相談カード:69,500枚</li> <li>電話相談カード(弱視用):50枚</li> <li>相談チラシ:72,000枚</li> <li>広報用ポスター:500部</li> <li>来所相談、出張教育相談</li> <li>受理件数:272件 延べ件数:1,746件</li> <li>電話相談:609件 メール相談:97件</li> <li>こうち高校生・県中生LINE相談 5/13~1/31 相談受付件数:108件</li> <li>土曜日、日曜日開所:66日開所</li> <li>延べ件数:364件</li> <li>東部、西部相談室開室:41日開室</li> <li>延べ件数:62件</li> <li>教育相談関係機関連絡協議会(7/19、2/27、各回9機関参加)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(成果)</li> <li>緊急性が高いと思われる相談について、関係課や関係機関と迅速に連携し、早期に対応することができた。</li> <li>(課題)</li> <li>支援を必要とする方への周知方法の模索</li> <li>多様な相談ニーズに対応するための相談員の資質向上</li> <li>教育相談関係機関との連携充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内全児童生徒への電話相談カード、相談チラシの配布</li> <li>広報用ポスターの配付</li> <li>来所相談、出張教育相談、電話相談、SNS等を活用した相談(メール、LINE)</li> <li>心の教育センター土曜開所(月2回)、日曜開所(月4回)</li> <li>東部・西部相談室の開設(各35日/年)</li> <li>教育相談関係機関連絡協議会等での情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内全児童生徒への電話相談カード、相談チラシの配布</li> <li>電話相談カード:67,850枚</li> <li>相談チラシ:70,000枚</li> <li>来所相談、出張教育相談</li> <li>受理件数:69件 延べ件数:210件</li> <li>電話相談:118件 メール相談:9件</li> <li>こうち高校生・県中生LINE相談:19件</li> <li>土曜日、日曜日開所:9日開所</li> <li>延べ件数:39件</li> <li>東部、西部相談室開室:3日開室</li> <li>延べ件数:2件</li> </ul>	71,157
		(ウ) d スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置	人権教育・児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラーの全公立学校への配置</li> <li>スクールソーシャルワーカーの全市町村(学校組合)、全県立学校への配置</li> <li>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門性、支援力向上のための研修会等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラーの全公立学校への配置</li> <li>スクールソーシャルワーカーの全市町村(学校組合)、全県立学校への配置</li> <li>事業説明会の実施(全市町村・学校組合担当者・全県立学校担当者)(4月)</li> <li>SC初任者研修:のべ26名(4、8、2月)</li> <li>SC等研修講座:のべ239名(6、7、10、11、12、1月)</li> <li>SSW初任者研修:のべ15名(6月、10月)</li> <li>SSW連絡協議会:88名(9月)</li> <li>相談支援体制の充実に向けた連絡協議会:143名(8月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(成果)</li> <li>全ての公立学校において、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置または支援体制を整えることができた。</li> <li>(課題)</li> <li>勤務経験の浅いスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが全公立学校で支援できる体制の整備</li> <li>スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門性、支援力向上のための研修会等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが全公立学校で支援できる体制の整備</li> <li>事業説明会の実施(全市町村・学校組合担当者・全県立学校担当者)(4月)</li> <li>SC初任者研修(4月)</li> <li>SC等研修講座(4月)</li> <li>SSW初任者研修(5月)</li> <li>SSW連絡協議会(9月)</li> </ul>	338,395(SC) 110,148(SSW)

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和6年度			令和7年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)
(1) 相談窓口の設置、情報の提供等(第10条)	エ 犯罪被害者の属性に応じた相談支援	(ウ) e 警察における被害少年等が相談しやすい環境の整備	警察	・県警ホームページやSNS等を活用した相談窓口の広報 ・各種会合における広報活動の実施	・県警ホームページへの相談窓口等の掲載 ・「非行防止教室」、「命の大切さを学ぶ教室」等の機会に相談窓口を掲載したチラシ、カード等を配布しての相談窓口の周知	(成果) ・少年サポートセンターや相談電話による少年相談を受け、相談内容に応じて関係機関と連携した対応を行った。	・県警ホームページやSNS等を活用した相談窓口の広報 ・各種会合における広報活動の実施	・県警ホームページ等への相談窓口等の掲載	-
		(エ) a 刑事手続等に関する情報提供の充実	警察	・必要に応じた「被害者の手引」の更新、内容の充実化	・「被害者の手引」を改訂 ・英語、中国語、韓国語、ベトナム語の「被害者の手引」を改訂、ポルトガル語、タガログ語版の新規作成。	(成果) ・「被害者の手引」を改訂し、情報提供の充実を図った。	・必要に応じた「被害者の手引」の更新、内容の充実化	・「被害者の手引」を確実に交付し、速やかな情報提供に努めた。	-
	(エ) b 高知県外国人生活相談センターにおける相談対応等	国際交流課	・イベントへの参加やリーフレット等による広報 ・弁護士等と連携した無料法律相談週間の実施(年2回、計12日) ・出張相談会の開催 四万十市(8月) 南国市(11月) 土佐市(3月)	・相談実績 892件(全体) 外国人からの相談 630件 事業者等からの相談 262件 ・法律相談週間の実施 9/25~30、2/26~3/2 (計12日間) 相談件数:21件 ・出張相談会の開催 四万十市(8/22) 土佐市(11/8) 南国市(12/8) 相談件数 合計23件	【成果】 ・相談者に対し、必要な情報の提供や支援を提供している関係機関の紹介など、適切な相談対応ができた。 【課題】 ・相談会開催場所が固定化 ・ココフォーレの認知度の向上を図るため、広報の充実が必要。 ・質の高い対応ができるよう、経験の積み上げが必要。 ・相談対応において、課題を把握し所管課にフィードバックしていくことが必要。	・イベントへの参加やリーフレット等による広報 ・弁護士等と連携した無料法律相談週間の実施(年2回、計11日) ・出張相談会の開催 四万十市(7月) 南国市(12月) 土佐市(2月) 2市町村ほど新規追加予定	・相談実績 101件(全体) 外国人からの相談 59件 事業者等からの相談 42件	22,968	
	(オ) a 医療安全支援センターにおける相談対応等	医療政策課	・県HP等への掲載により、医療安全支援センターの相談窓口を周知 ・患者等からの相談内容について、必要に応じて医療機関に情報提供	・県HP、日本一の健康長寿県構想PR用パンフレット等に医療安全支援センターの相談窓口の情報を掲載 ・患者等からの相談内容について、必要に応じて医療機関に情報提供	・県HP等への掲載により、医療安全支援センターの相談窓口を周知できた。 ・患者等からの相談内容について、必要に応じて医療機関に情報提供する体制がとれている。	・県HP等への掲載により、医療安全支援センターの相談窓口を周知 ・患者等からの相談内容について、必要に応じて医療機関に情報提供	・県HP、日本一の健康長寿県構想PR用パンフレット等に医療安全支援センターの相談窓口の情報を掲載 ・患者等からの相談内容について、必要に応じて医療機関に情報提供	8,353	
	(オ) b 障害福祉制度についての周知	障害福祉課	・「障害福祉のしおり」の作成、配布 ・ホームページによる制度の周知	・障害福祉サービスや各種減免制度、相談窓口をまとめた冊子「障害福祉のしおり」(9月発行)を作成し、関係機関等へ配布 印刷部数:7,700冊 配布先:障害福祉サービス事業者 市町村、民生委員等 ・ホームページに「障害福祉のしおり」や関係情報を掲載	(成果) ・市町村の窓口において、障害者手帳の交付時等に利用できるサービスや制度を説明できるよう冊子を作成・配布し、利用できる制度やサービスの周知及び選択の支援につながった。 ・事業者や民生委員などの関係機関等への冊子配布やホームページへの掲載により、広く制度やサービスを周知することができた。	・「障害福祉のしおり」の作成、配布 ・ホームページによる制度の周知	・障害福祉サービスや各種減免制度、相談窓口をまとめた冊子「障害福祉のしおり」(7月発行)を作成中	983	
	オ 各種犯罪被害に関する相談支援	(ア) 交通事故相談所における相談対応等	県民生活課	・電話相談及び面談相談での対応	相談件数 210件 ・電話 175件、面接 35件	(成果) 損害賠償額、示談の方法、過失割合、保険請求等様々な問題の解決に向けた助言を行った。	・電話相談及び面談相談での対応	相談件数 29件 ・電話 21件、面接 8件	6,851
(イ) 消費生活センターにおける相談対応等	県民生活課	・電話や窓口での相談対応 ・相談員の専門研修 ・相談窓口の周知のための広報 ・SNSでの広報啓発	相談件数 ・消費生活センター 2,145件 ・SNS発信回数: Facebook 80回 Instagram 79回 X 7回	(成果) 商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せ等相談を受け付け、斡旋処理、助言等を行った。	・電話や窓口での相談対応 ・相談員の専門研修 ・相談窓口の周知のための広報 ・SNSでの広報啓発	相談件数 ・消費生活センター373件 ・SNS発信回数: Facebook 14回 Instagram 14回 X 1回	41,046		

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和6年度			令和7年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)
(2) 経済的負担の軽減(第11条)	ア 犯罪被害者等が受けられる経済的支援制度の情報提供等	(ア) 医療保険の円滑な利用の周知	国民健康保険課	・制度周知の広報物や市町村向け研修、各保険者との事務打合せ等の機会を捉え、引き続き周知を図る。	・制度周知の広報物に掲載(年1回) ・研修の機会を捉え、保険給付や第三者求償制度の説明において周知 初任者研修(5月) (国保1回、後期高齢者1回)	・研修会や広報物への掲載等により制度を周知できた。	・制度周知の広報物や市町村向け研修、各保険者との事務打合せ等の機会を捉え、引き続き周知を図る。	・制度周知の広報物に掲載(年1回) ・研修の機会を捉え、保険給付や第三者求償制度の説明において周知 初任者研修(5月) (国保1回、後期高齢者1回)	-
		(イ) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実	警察	・県警ホームページでの情報提供 ・職員への制度の周知	・犯罪被害者支援専科(7/8~7/12)を通じた各署職員への制度の周知 ・ラジオ、電光掲示板、ミニ広報紙、自治体広報紙、各種イベントを活用し、各種支援制度に関する広報を実施	(成果) ・県警ホームページへの情報掲載、専科教養等において職員への制度周知を図り、対象事案発生時における被害者への適切な教示に努めた。	・県警ホームページでの情報提供 ・専科・研修会等を通じた職員への制度の周知	・県警ホームページへの損害賠償請求等に関する情報の掲載	-
		(ウ) 暴力団犯罪による被害の回復の支援	警察	・関係機関との連携による保護対策及び訴訟支援の実施	・犯罪被害者等に対する保護対策の徹底 ・訴訟支援に向けた関係機関との協議、検討の実施	(成果) ・事案ごとに必要な支援が行われるように、関係機関と連携して支援体制を確立している。	・関係機関との連携による保護対策及び訴訟支援の実施	・未実施	-
		(エ) 日本司法支援センター(法テラス)等との連携と情報提供<再掲>	警察	・法テラスによる法的支援の周知 ・関係機関・団体との連携強化 ・各種会議での意見交換の実施<再掲>	・犯罪被害者支援関係機関連絡協議会における意見交換3回(6/18、9/17、1/21) ・高知県被害者支援連絡協力会定例会開催(11/14) <再掲>	(成果) ・関係機関が出席する会合で、法テラス等関係機関と意見交換を行った。 <再掲>	・法テラスによる法的支援の周知 ・関係機関・団体との連携強化 ・各種会議での意見交換の実施<再掲>	・関係機関との連携強化及び各種団体窓口等の周知<再掲>	-
			県民生活課	・法テラスが実施する法的支援の周知 ・県の相談窓口への相談者へ法テラスの制度等の紹介<再掲>	・犯罪被害者支援関係機関連絡協議会における意見交換3回(6/18、9/17、1/21) <再掲>	(成果) ・支援機関へ法テラスの制度及び相談窓口の周知ができた。 ・法テラスを含む関係機関の取組状況等を把握するとともに、情報共有が図れた。 <再掲>	・法テラスが実施する法的支援の周知 ・県の相談窓口への相談者へ法テラスの制度等の紹介<再掲>	取組実績なし<再掲>	-
		(オ) 障害者に対する福祉制度・サービス等の周知 ・身体障害者等に対する自動車税の減免措置	税務課	・HP、各種パンフレット、自動車税種別割納税通知書同封チラシにて身障減免についての周知を行う。	・HP、各種パンフレット、自動車税種別割納税通知書同封チラシにて身障減免の周知を行った。	周知の結果、対象となる方については、申請のうえ減免適用になっているものと考えてる。	・HP、各種パンフレット、自動車税種別割納税通知書同封チラシにて身障減免についての周知を行う。	・HP、各種パンフレット、自動車税種別割納税通知書同封チラシにて身障減免の周知を行った。	-
			障害福祉課	・自動車税や各種減免制度の周知	・減免制度について「障害福祉のしおり」(9月発行)に掲載し、市町村窓口での対象者への配布や、ホームページ更新により、制度の周知を図った。	(成果) ・対象者や関係機関等へ制度を周知することができた。	・自動車税や各種減免制度の周知	・減免制度について「障害福祉のしおり」(7月発行)に掲載し、市町村窓口での対象者への配布や、ホームページ更新により、制度の周知を図る予定	965
イ 犯罪被害給付制度の運用	(ア) 犯罪被害給付制度の運用	警察	・事案内容に即した適正な裁定事務の実施	・裁定1件 ・申請1件 ・各種専科、任用科教養における職員への教養の実施	(成果) 迅速な裁定を行った。	・事案内容に即した適正な裁定事務の実施	・裁定0件 ・申請0件	-	

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和6年度			令和7年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)
(2) 経済的負担の軽減(第1条)	ウ 公費負担制度の活用	(ア) 性犯罪被害者の医療費公費負担制度	県民生活課	H30～「性暴力被害者サポートセンターこうち」を開設。 R3～「こうち被害者支援センター」に運営業務を委託 ・電話・面接相談の実施 ・直接的支援(警察、裁判所等への付き添い) ・やむを得ない理由で警察に相談できない被害者に対して医療費の助成	・医療費助成実績 1件	(成果) 対象となる被害者へ情報提供ができた。	H30～「性暴力被害者サポートセンターこうち」を開設。 R3～「こうち被害者支援センター」に運営業務を委託 ・電話・面接相談の実施 ・直接的支援(警察、裁判所等への付き添い) ・やむを得ない理由で警察に相談できない被害者に対して医療費の助成	・医療費助成実績 2件	315
			警察	・制度の適正な運用 ・制度内容の周知徹底 ・協力医療機関との連携 ・必要に応じた制度の見直し	・性犯罪被害者への医療費公費負担16件 ・各種専科、任用科教養における職員への教養の実施 ・制度改正(R6.5.30から運用)	(成果) ・支出対象を拡充するとともに、制度の適正な運用に努め、性犯罪被害者の経済的負担の軽減を図った。	・制度の適正な運用 ・制度内容の周知徹底 ・協力医療機関との連携 ・必要に応じた制度の見直し	・性犯罪被害者への医療費公費負担6件	
		(イ) 精神科医等による診察に係る医療費の公費負担制度	警察	・制度の適正な運用 ・制度内容の周知徹底 ・協力医療機関等との連携	・公費負担制度実施件数7件 ・各種専科、任用科教養における職員への教養の実施 ・協力医療機関との協議を実施	(成果) ・公費負担実施件数7件 ・診察等支援体制の強化を図った。	・制度の適正な運用 ・制度内容の周知徹底 ・協力医療機関等との連携	・公費負担実施件数 1件	63
		(ウ) 医療費や司法解剖後の遺体搬送費等に対する公費負担制度	警察	・制度の適正な運用 ・制度内容の周知徹底 ・葬儀社、医療機関との連携	・遺体搬送費公費負担78件 ・死体検案書公費負担0件 ・重要犯罪被害者に対する公費負担2件 ・各種専科、任用科教養における職員への教養の実施	(成果) ・制度の適正な運用に努め、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図った。	・制度の適正な運用 ・制度内容の周知徹底 ・葬儀社、医療機関との連携	・遺体搬送費公費負担10件 ・死体検案書公費負担0件 ・重要犯罪被害者に対する公費負担0件	1,095
		(エ) 被害直後の居住場所の確保	警察	・制度の適正な運用 ・制度内容の部内外への周知徹底	・緊急避難場所公費負担3件 ・ハウスクリーニング公費負担0件	(成果) ・制度の適正な運用に努め、犯罪被害者等の安全確保及び経済的負担の軽減を図った。	・制度の適正な運用 ・制度内容の部内外への周知徹底	・緊急避難場所公費負担4件 ・ハウスクリーニング公費負担0件	359
		(オ) 弁護士相談費用の補助	県民生活課	●無料法律相談の実施 ・高知弁護士会との協定における法律相談 ・性暴力被害者サポートセンターにおける法律相談  ●無料法律相談の広報・周知	【無料法律相談実績】 ・高知弁護士会との協定における法律相談→2件 ・性暴力被害者サポートセンターにおける法律相談→0件  【無料法律相談の広報・周知】 ・公立学校人権教育主任会議にてリーフレット配布→294部  【政策提言】 ・R6年6月 国へ提言済 ・R6年6月 四国知事会にて提言済 ・R6年8月 全国知事会にて提言済	(課題) ・継続的な無料法律相談についての広報・周知	●無料法律相談の実施 ・高知弁護士会との協定における法律相談 ・性暴力被害者サポートセンターにおける法律相談  ●無料法律相談の広報・周知  ●弁護士費用等について、被害者の経済的負担を軽減するために、国で制度化するよう政策提言を引き続き行う。 ・国への政策提言 ・四国知事会 ・全国知事会	【無料法律相談実績】 ・高知弁護士会との協定における法律相談→0件 ・性暴力被害者サポートセンターにおける法律相談→0件  【政策提言】 ・R7年6月 国へ提言済	248
		(カ) カウンセリング費用の公費負担	県民生活課	・性暴力被害者へのカウンセリング費用の公費負担を実施。(ケースによって柔軟に対応。) ※1人あたり原則3回(ケースによっては最大5回まで)	・性暴力被害者サポートセンターこうちでカウンセリングの実施 5件	(成果) ・性暴力被害者サポートセンターの指定する心理士によるカウンセリングを実施し、支援体制の充実と被害者の経済的負担の軽減につながった。	・性暴力被害者へのカウンセリング費用の公費負担を実施。(ケースによって柔軟に対応。) ※1人あたり原則3回(ケースによっては最大5回まで)	・性暴力被害者サポートセンターでカウンセリングの実施 1件	83

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和6年度			令和7年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)
(2) 経済的負担の軽減(第1条)	工 新たな経済的支援制度	(ア) 生活資金の補助	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県犯罪被害者等支援事業費補助金制度の運用</li> <li>各種広報媒体を通じた制度についての広報・周知(Q&amp;Aを掲載)</li> <li>支援者側への県制度の周知(教育現場等)</li> </ul>	<b>【実績】</b> ・電話相談 3件 ・面接相談 2件 ・申請 5件 ・交付 5件  <b>【補助金制度の広報・周知】</b> ・コンビニ等へチラシ配布→500部以上 ・公立学校人権教育主任会議にてリーフレット配布→294部 ・ラジオ広報(5/14、8/1、8/2) ・県公式Xにて発信(6/6) ・ベトナム語のチラシを作成	(成果) ・申請5件、交付5件。 被害者の経済的支援につながった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県犯罪被害者等支援事業費補助金制度の運用</li> <li>各種広報媒体を通じた制度についての広報・周知(Q&amp;Aを掲載)</li> <li>支援者側への県制度の周知(教育現場等)</li> </ul>	<b>【実績】</b> なし  <b>【補助金制度の広報・周知】</b> ・令和7年度市町村犯罪被害者等支援担当課長会で出席者にチラシ、リーフレットを配布(5/19)(各27部) ・ラジオ広報(5/20)	700
		(イ) 転居費用の補助	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県犯罪被害者等支援事業費補助金制度の運用</li> <li>各種広報媒体を通じた制度についての広報・周知(Q&amp;Aを掲載)</li> <li>支援者側への県制度の周知(教育現場等)</li> </ul>	<b>【実績】</b> ・電話相談 3件 ・面接相談 0件 ・申請 1件 ・交付 1件  <b>【補助金制度の広報・周知】</b> ・コンビニ等へチラシ配布→500部以上 ・公立学校人権教育主任会議にてリーフレット配布→294部 ・ラジオ広報(5/14、8/1、8/2) ・県公式Xにて発信(6/6) ・ベトナム語のチラシを作成	(成果) ・申請1件、交付1件。 被害者の経済的支援につながった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県犯罪被害者等支援事業費補助金制度の運用</li> <li>各種広報媒体を通じた制度についての広報・周知(Q&amp;Aを掲載)</li> <li>支援者側への県制度の周知(教育現場等)</li> </ul>	<b>【実績】</b> なし  <b>【補助金制度の広報・周知】</b> ・令和7年度市町村犯罪被害者等支援担当課長会で出席者にチラシ、リーフレットを配布(5/19)(各27部) ・ラジオ広報(5/20)	200
		(ウ) 犯罪被害者等損害賠償請求提訴再提訴費用の補助	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県犯罪被害者等支援事業費補助金制度の運用</li> <li>各種広報媒体を通じた制度についての広報・周知(Q&amp;Aを掲載)</li> <li>支援者側への県制度の周知(教育現場等)</li> </ul>	<b>【実績】</b> ・相談・問い合わせ 0件 ・申請 0件 ・交付 0件  <b>【補助金制度の広報・周知】</b> ・コンビニ等へチラシ配布→500部以上 ・公立学校人権教育主任会議にてリーフレット配布→294部 ・ラジオ広報(5/14、8/1、8/2) ・県公式Xにて発信(6/6) ・ベトナム語のチラシを作成	特筆すべき事項なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県犯罪被害者等支援事業費補助金制度の運用</li> <li>各種広報媒体を通じた制度についての広報・周知(Q&amp;Aを掲載)</li> <li>支援者側への県制度の周知(教育現場等)</li> </ul>	<b>【実績】</b> なし  <b>【補助金制度の広報・周知】</b> ・令和7年度市町村犯罪被害者等支援担当課長会で出席者にチラシ、リーフレットを配布(5/19)(各27部) ・ラジオ広報(5/20)	320
		(エ) 市町村と連携した支援制度の実施	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の課長及び担当者への研修会で県制度について広報・周知</li> <li>犯罪被害者等支援条例について情報提供</li> <li>県補助金交付に係る調整会議の実施</li> <li>市町村の広報等を通じた制度の周知</li> <li>支援関係機関や県民向けに「総合的対応窓口」についての積極的な周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村課長会を開催(5/20)(犯罪被害者遺族による講演実施)</li> <li>市町村担当者会を開催(7/26)</li> </ul> <b>【補助金制度の広報・周知】</b> ・コンビニ等へチラシ配布→500部以上 ・公立学校人権教育主任会議にてリーフレット配布→294部 ・ラジオ広報(5/14、8/1、8/2) ・県公式Xにて発信(6/6) ・ベトナム語のチラシを作成	(成果) ・市町村課長会、担当者会で県制度の周知ができた。  (課題) ・様々な業務を兼務している職員が大半であり、異動が頻繁にあることから犯罪被害者支援に対する知識やノウハウが定着しにくい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の課長及び担当者への研修会で県制度について広報・周知</li> <li>犯罪被害者等支援条例について情報提供</li> <li>県補助金交付に係る調整会議の実施</li> <li>市町村の広報等を通じた制度の周知</li> <li>支援関係機関や県民向けに「総合的対応窓口」についての積極的な周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村課長会を開催(5/19)</li> <li>犯罪被害者遺族による講演実施</li> <li>犯罪被害者等支援条例について情報提供</li> <li>市町村担当者会を開催予定(7/17)</li> <li>※警察庁主催の全国実務者会議と併せる予定</li> </ul>	127

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和6年度			令和7年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)
(3) 日常生活の支援(第12条)	ア 民間支援団体による支援	(ア) 民間支援団体による支援	県民生活課	「性暴力被害者サポートセンターこうち」の支援員が犯罪被害者等の要望に応じて病院や裁判所等への付き添いを行う。	【実績等】 ・直接的支援 234件 ・カウンセリング 5件 ・医療費助成 1件	(成果) ・直接的支援等各手段で被害者等の支援ができた。	「性暴力被害者サポートセンターこうち」の支援員が犯罪被害者等の要望に応じて病院や裁判所等への付き添いを行う。	【実績等】 ・直接的支援 35件 ・カウンセリング 1件 ・医療費助成 2件	8,270
			警察	・民間支援団体との連携強化及び体制強化への支援 ・専科教養等で職員へ民間支援団体の役割等を周知	・情報提供6件(こうち被害者支援センター) ・こうち被害者支援センターによる直接的支援259件 ・各種専科、任用科教養における職員への教養の実施	(成果) ・民間支援団体の支援員や相談員に対する教養を実施する等、連携強化に努めた。 ・専科教養で民間支援団体に関する教養を実施した。	・民間支援団体との連携強化及び体制強化への支援 ・専科教養等で職員へ民間支援団体の役割等を周知	・情報提供2件(こうち被害者支援センター) ・こうち被害者支援センターによる直接的支援43件	-
	イ 保護施設における一時保護、自立支援、生活支援等	(ア) 保護施設における一時保護、自立支援、生活支援等	人権・男女共同参画課	・状況に応じた一時保護等による安全の確保 ・自立に向けた支援、生活の支援	・一時保護実績 25世帯42人(うちDV被害者18世帯34人) ・女性自立支援施設における支援実績 9世帯12人(うちDV被害者4世帯6人)	(成果) ・DV被害者等の適切な一時保護と退所後の被害者の自立に向けた生活支援を実施できた。	・状況に応じた一時保護等による安全の確保 ・自立に向けた支援、生活の支援	・一時保護実績 4世帯6人(全てDV被害者) ・女性自立支援施設における支援実績 2世帯3人(全てDV被害者)	36,359
ウ 市町村と連携した支援制度の活用	(ア) 市町村と連携した支援制度の活用	県民生活課	・市町村で実施している介護サービスや育児サービス等に関する情報提供の実施 ・必要とする支援を早期に受けられるよう市町村と連携(5月:担当課長会、7月:担当者会実施)	・市町村課長会を開催(5/20)(犯罪被害者等支援条例について情報提供、犯罪被害者遺族による講演会実施) ・市町村担当者会開催(7/26)想定事例に基づきどのような支援制度を利用できるかグループワーク実施(ハンドブック使用) ・犯罪被害者等支援に係る関係機関向け研修会の実施(12/20、1/15)	(成果) ・日頃犯罪被害者の方と接する機会が少ない市町村職員に対して、犯罪被害者の置かれた立場などを伝えることができた。また、窓口で被害者が実際に相談に来庁された際の対応についてハンドブックを利用し、実践的な研修を実施することができた。 (課題) ・複数の業務との兼務職員が多いことや異動も頻繁にあることから、知識の定着や継続的な人材育成が困難。	・市町村で実施している介護サービスや育児サービス等に関する情報提供の実施 ・必要とする支援を早期に受けられるよう市町村と連携(5月:担当課長会、7月:担当者会実施)	・市町村課長会を開催(5/19)(犯罪被害者遺族による講演会を実施し、市町村総合的対応窓口の役割や市町村の役割について説明。) ・市町村担当者会を開催予定(7/17) ※警察庁主催の全国実務者会議と併せる予定	127	

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和6年度			令和7年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)
(4) 心身に受けた影響からの回復(第13条)	ア 保健医療サービス及び福祉サービスの提供	(ア) カウンセリング費用の公費負担(再掲)	県民生活課	・性暴力被害者へのカウンセリング費用の公費負担を実施。(ケースによって柔軟に対応。) ※1人あたり原則3回(ケースによっては最大5回まで) (再掲)	・性暴力被害者サポートセンターこうちでカウンセリングの実施 5件 (再掲)	(成果) ・性暴力被害者サポートセンターの指定する心理士によるカウンセリングを実施し、支援体制の充実と被害者の経済的負担の軽減につながった。 (再掲)	・性暴力被害者へのカウンセリング費用の公費負担を実施。(ケースによって柔軟に対応。) ※1人あたり原則3回(ケースによっては最大5回まで) (再掲)	・性暴力被害者サポートセンターでカウンセリングの実施 1件 (再掲)	83
		(イ) 犯罪被害者等に対する心の相談対応	障害保健支援課	・心の健康に関する相談の実施 ・啓発事業の実施(抜粋) 自殺対策啓発事業(心のケア相談窓口の周知等) TVCM、新聞広告、インターネット広告 依存症対策啓発事業(SNS広告、カバー付き付箋作成、新聞広告、チラシ作成) アルコール健康障害予防に関する健康講座の実施 アディクションフォーラムの実施 ・研修会の実施(抜粋) 若年層向けゲートキーパー養成研修 かかりつけ医等心の健康対応力向上研修 依存症相談支援者研修	・心の健康に関する相談(県立精神保健福祉センターでの相談実績:自殺168件、依存症693件) ・啓発事業の実施 自殺対策啓発事業(心のケア相談窓口の周知等) TVCM、新聞広告、インターネット広告 メンタルヘルスの情報を発信するサイト「高知県メンタルヘルスサポートナビ」の周知・啓発 ・アディクションフォーラムの実施 1回(97人参加) ・各種研修会の実施 若年層向けゲートキーパー養成研修 3回(計218人) かかりつけ医等精神疾患対応力向上研修 2回(計108人) web上でゲートキーパーの知識を学ぶことができる、ゲートキーパー養成研修の動画を作成 依存症相談支援者研修 基礎研修41人 フォローアップ研修6人	(成果) ・あらゆる対象者に届くように様々な媒体を通じて心の健康に関する啓発し、県民の心のケアに寄与することができた。  (課題) 自殺を企図する人や依存症の人は自ら相談することが困難なため、身近な人が気付き、相談機関につなげられるよう引き続き、啓発やゲートキーパーの人材育成が必要。	・心の健康に関する相談の実施 ・啓発事業の実施(抜粋) 自殺対策啓発事業(心のケア相談窓口の周知等) TVCM、新聞広告、インターネット広告、チラシ作成 依存症対策啓発事業(SNS広告、新聞広告、クリアファイル、マグネット作成) アルコール健康障害予防に関する健康講座の実施 アディクションフォーラムの実施 ・研修会の実施(抜粋) 若年層向けゲートキーパー養成研修 かかりつけ医等心の健康対応力向上研修 依存症相談支援者研修	・心の健康に関する相談(県立精神保健福祉センター等で実施中) ・啓発事業の実施 自殺対策啓発事業(新聞広告4/24、5/13(2回)、インターネット広告、検索連動型広告) 依存症対策啓発事業(SNS広告、新聞広告5/16)	21,160
		(ウ) 受診情報等の適正な取扱い	医療政策課	・医療機関への立入検査の機会を利用する等、診療記録の管理・保存状況を確認し、必要に応じて指導	・医療機関への立入検査の機会を利用する等、診療記録の管理・保存状況を確認し、必要に応じて指導	・立入検査項目として、医療機関において受診情報の適正な取扱いがなされているかを確認できた。	・医療機関への立入検査の機会を利用する等、診療記録の管理・保存状況を確認し、必要に応じて指導	医療機関への立入検査は、6月下旬から実施予定	1,223
		(エ) PTSD等治療可能な医療機関に関する情報提供の推進	医療政策課	・心的外傷後ストレス(PTSD)等の診療ができる医療機関の情報を、医療情報ネット(ナビイ)に掲示	・心的外傷後ストレス(PTSD)等の診療ができる医療機関の情報を、こうち医療ネット(高知県救急医療・広域災害情報システム)に掲示	・こうち医療ネット(高知県救急医療・広域災害情報システム)への掲示により、心的外傷後ストレス(PTSD)等の診療可能な医療機関に関する情報を提供できた。	・心的外傷後ストレス(PTSD)等の診療ができる医療機関の情報を、医療情報ネット(ナビイ)に掲示	・心的外傷後ストレス(PTSD)等の診療ができる医療機関の情報を、医療情報ネット(ナビイ)に掲示	-
		(オ) 高次脳機能障害者への支援	障害保健支援課	高次脳機能障害相談支援センターを中心とした支援の実施  ・高次脳機能障害の理解に向けた普及啓発 ・高次脳機能障害者への支援・相談 ・医療従事者や支援者を対象とした研修会の実施	・高次脳機能障害の理解に向けた普及啓発の為に、各種研修会のほか、圏域会議等でリーフレットを配布する。 ・県内支援体制整備のため、高知市社協、南部・包括・障害意見交換会を2ヶ月に1回の頻度で開催 ・各種研修会の実施 厚労省が定める実施要綱に基づく支援養成研修 15人 基礎研修…オンライン(2日間) 実践研修…対面(2日間) 支援研修会 38名 家族教室 1回 ・高次脳機能障害者への支援・相談の実施 相談件数 632件	(成果) ・医療や福祉の関係者を対象とした講演会や研修会で啓発物を配布することで、高次脳機能障害の理解と、相談窓口の周知に繋がった。  (課題) ・高次脳機能障害の理解のための啓発や相談支援を継続して行う必要がある。 ・高次脳機能障害者支援の地域のネットワークづくり。 ・圏域保健所への相談は殆ど無く、ニーズの把握が困難である。	高次脳機能障害相談支援センターを中心とした支援の実施 ・高次脳機能障害に関する正しい知識や支援拠点の役割、相談支援の内容等を広く県民に向け普及啓発 ・高次脳機能障害者への支援・相談 ・高次脳機能障害者支援養成研修(基礎・実践)等を実施する。	・高次脳機能障害支援拠点にて、継続した相談支援の実施 相談件数 13件 延76件	9,452

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和6年度			令和7年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)
(4) 心身に受けた影響からの回復(第13条)	ア 保健医療サービス及び福祉サービスの提供	(カ) 子どもに関する相談支援体制の強化	子ども家庭課	・夜間・休日の電話対応を行う人員を配置し、24時間365日の相談対応を実施する。 ・虐待対応ダイヤル「189」や「親子のためのLINE相談」の認知度向上のための周知啓発を行う。	・夜間・休日の電話対応を行う人員を配置し、24時間365日の相談対応を実施	(成果) ・24時間365日の相談対応を実施し、早期の虐待事案への対応を行うことができた。  (課題) ・早期に適切な支援につなげるために「189」やLINE相談など相談ダイヤルの周知が必要。	・夜間・休日の電話対応を行う人員を配置し、24時間365日の相談対応を実施する。 ・虐待対応ダイヤル「189」や「親子のためのLINE相談」の認知度向上のための周知啓発を行う。	・夜間・休日の電話対応を行う人員を配置し、24時間365日の相談対応を実施。	6,928
	イ 教育現場における支援、相談体制の充実等	(ア) 学校及び児童相談所等の連携の充実	人権教育・児童生徒課	・要保護児童対策地域協議会への参加 ・各市町村の要保護児童対策地域協議会に参加し、構成機関との連携及び情報共有	・30市町村の要保護児童対策地域協議会へ県雇用SSWが参加	(成果) ・各市町村の要保護児童対策地域協議会に参加し、情報収集に努めることができた。  (課題) ・各市町村の要保護児童対策地域協議会へのスクールソーシャルワーカーの参加 ・各市町村の児童担当部署と連携した支援の推進。	・要保護児童対策地域協議会への参加 ・各市町村の要保護児童対策地域協議会に参加し、構成機関との連携及び情報共有	・4市町村の要保護児童対策地域協議会へ県雇用SSWが参加	844
		(イ) 心の教育センターにおける相談体制の充実	心の教育センター	・教育相談推進講座(8/23) ・教育相談スキルアップ講座(6/12、7/26、10/7、11/25) ・各市町村等での児童生徒理解等研修会(随時)	・教育相談推進講座(8/23、64名参加) ・教育相談スキルアップ講座(全4回、延べ242名参加) ・各市町村等での児童生徒理解等研修会への講師派遣(14件)	(成果) ・関係課との連携や、広報活動の充実により、より多くの対象者に研修等を実施することができた。  (課題) ・教育現場で実効性のある内容とするためのニーズの把握 ・県全体の現状を改善するための課題分析 ・受講者から各所属への広がりをもてるような研修内容の検討	・教育相談スキルアップ講座(5/30、8/22、10/15、1/21) ・各市町村等での児童生徒理解等研修会(随時)	・各市町村等での児童生徒理解等研修会(4件)	110
		(ウ) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置<再掲>	人権教育・児童生徒課	・スクールカウンセラーの全公立学校への配置 ・スクールソーシャルワーカーの各市町村(学校組合)、全県立学校への配置 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門性、支援力向上のための研修会等の実施<再掲>	・スクールカウンセラーの全公立学校への配置。 ・スクールソーシャルワーカーの各市町村(学校組合)、全県立学校への配置。 ・事業説明会の実施(各市町村・学校組合担当者・全県立学校担当者)(4月) ・SC初任者研修:のべ26名(4、8、2月) ・SC等研修講座:のべ239名(6、7、10、11、12、1月) ・SSW初任者研修:のべ15名(6月、10月) ・SSW連絡協議会:88名(9月) ・相談支援体制の充実に向けた連絡協議会:143名(8月)<再掲>	(成果) ・全ての公立学校において、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置または支援体制を整えることができた。  (課題) ・勤務経験の浅いスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門性の向上<再掲>	・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが全公立学校で支援できる体制の整備 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門性、支援力向上のための研修会等の実施<再掲>	・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが全公立学校で支援できる体制の整備 ・事業説明会の実施(各市町村・学校組合担当者・全県立学校担当者)(4月) ・SC初任者研修(4月) ・SC等研修講座(4月) ・SSW初任者研修(5月) ・SSW連絡協議会(9月)<再掲>	338,395(SC) 110,148(SSW)<再掲>
	ウ 警察による支援及び情報提供等	(ア) 被害少年が受ける精神的打撃軽減のための継続的支援の推進	警察	・被害少年カウンセリングアドバイザーの効果的な運用 ・少年補導職員等の支援技能の向上	・被害少年カウンセリングアドバイザーによる支援担当職員へのスーパーバイズの実施	(成果) ・被害少年カウンセリングアドバイザーのスーパーバイズにより、担当者の技能向上と被害少年への効果的な支援に努めた。	・被害少年カウンセリングアドバイザーの効果的な運用 ・少年補導職員等の支援技能の向上	・対象事案無し	150

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和6年度			令和7年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)
(4) 心身に受けた影響からの回復(第13条)	ウ 警察による支援及び情報提供等	(イ) 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実等	警察	・カウンセリング技能を有する警察職員の技術向上及び積極的な活用 ・部内カウンセラーの周知及び適切な運用	・部内カウンセラー運用(68回) ・専門研修やシンポジウムへの参加	(成果) ・担当職員の専門的知識の向上を図るとともに被害者等のニーズに応じたカウンセリングを実施した。	・カウンセリング技能を有する警察職員の技術向上及び積極的な活用 ・部内カウンセラーの周知及び適切な運用	・部内カウンセラー運用(2回)	58
		(ウ) 地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の推進	警察	・被害者連絡制度等に基づく、訪問連絡活動の推進 ・捜査部門との連携及び訪問連絡活動の周知徹底	・被害者等の要望に応じた訪問・連絡活動の実施	(成果) ・被害者等のニーズに応じた訪問活動の推進に努めている。	・被害者連絡制度等に基づく、訪問連絡活動の推進 ・捜査部門との連携及び訪問連絡活動の周知徹底	・被害者等の要望に応じた訪問・連絡活動の実施	-
		(エ) 女性警察官の配置	警察	・職員の実務能力の向上	・各種専科・任用科教養における職員への教養の実施 ・性犯罪捜査の教養を受講した警察官の配置	(成果) ・専科教養等により、女性警察官を含む若手警察官等の実務能力向上を図った。	・職員の実務能力の向上	・各種研修会や専科教養等で職員に対する教養を実施	-
		(オ) 被害児童からの事情聴取における配慮	警察	・職員の実務能力の向上 ・関係機関との連携強化 ・代表者聴取制度の適正な運用	・職員に対する教養の実施	(成果) ・代表者聴取の必要性、実施要領等の周知が図られた。	・職員の実務能力の向上 ・関係機関との連携強化 ・代表者聴取制度の適正な運用	・職員に対する各種教養を実施予定	-
		(カ) 犯罪被害者等のための施設の改善	警察	・被害者用の相談室や被害者支援車両の適切な活用及び環境整備	・被害者等に配慮した相談室、車両の環境整備	(成果) ・県下12署全てに被害者用相談室を整備し、被害者の心情に配慮した対応を行っている。	・被害者用の相談室や被害者支援車両の適切な活用及び環境整備	・相談室、車両の環境整備	-
(5) 安全の確保(第14条)	ア 施設における一時保護の実施	(ア) 保護施設における一時保護	人権・男女共同参画課	・状況に応じた一時保護等による安全の確保<再掲>	・一時保護実績 25世帯42人(うちDV被害者18世帯34人) ・女性自立支援施設における支援実績 9世帯12人(うちDV被害者4世帯6人) <再掲>	(成果) ・DV被害者等の適切な一時保護と退所後の被害者の自立に向けた生活支援を実施できた。 <再掲>	・状況に応じた一時保護等による安全の確保<再掲>	・一時保護実績 4世帯6人(全てDV被害者) ・女性自立支援施設における支援実績 2世帯3人(全てDV被害者) <再掲>	36,359 <再掲>
		(イ) 児童相談所における一時保護	子ども家庭課	・児童虐待等による子どもの安全確保のため、児童相談所において一時保護を実施	・児童虐待等による子どもの安全確保のため、児童相談所等において一時保護を実施	(成果) ・子どもの安全を最優先にした一時保護を適切に実施できた。	・児童虐待等による子どもの安全確保のため、児童相談所において一時保護を実施	・児童虐待等による子どもの安全確保のため、児童相談所において一時保護を実施	45,798
	イ 児童虐待の防止・早期発見のための体制整備等	(ア) 児童虐待の防止・早期発見・早期対応のための体制整備等	警察	・専門知識向上のための各種教養の実施 ・関係機関と連携した情報収集の実施 ・早期発見・早期対応に向けた関係機関との体制の整備	・児童相談所、医療機関等の関係機関との連携による情報収集及び共有等の徹底 ・関係機関との共催による研修の実施	(成果) ・児童虐待対応マニュアルの周知による知識向上を図った。	・専門知識向上のための各種教養の実施 ・関係機関と連携した情報収集の実施 ・早期発見・早期対応に向けた関係機関との体制の整備	・関係機関と連携した情報収集及び情報共有の実施	-
	(イ) 子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止	警察	・再犯防止対象者の定期的な面談と再犯防止に関する指導・助言の実施 ・関係機関との連携強化	・再犯防止対象者に対し、定期的な面談の実施 ・関係機関との情報共有の実施	(成果) ・関係機関との適切な情報共有や継続的な面談により再犯防止を図った。	・再犯防止対象者の定期的な面談と再犯防止に関する指導・助言の実施 ・関係機関との連携強化	・関係機関との情報共有の実施	-	

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和6年度			令和7年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)
(5) 安全の確保 (第14条)	ウ 犯罪被害者等に関する個人情報保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	(ア) 犯罪被害者等に関する個人情報保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	警察	・各種媒体を通じたタイムリーな情報提供の促進 ・個人情報保護に配慮した情報提供の実施	・個人情報に配慮しながら、県民への犯罪発生状況等必要な情報を提供 ・県警ホームページ等へ随時更新によるタイムリーな情報提供	(成果) ・タイムリーな情報発信を行うことで地域住民に対する注意喚起及び自主的な防犯行動を促した。	・各種媒体を通じたタイムリーな情報提供の促進 ・個人情報保護に配慮した情報提供の実施	・個人情報に配慮しながら、県民への犯罪発生状況等必要な情報を提供	-
	エ 警察における再被害防止措置の推進	(ア) 警察における再被害防止措置の推進	警察	・再被害防止要綱に基づいた対象者の指定及び組織的な対応の強化 ・検察庁、刑事施設等の関係機関と連携した適切な再被害防止措置の推進	・被害関係者と連絡を取り、要望に応じて必要な措置の実施	(成果) ・対象事案を検挙した場合等には、必要性を検討の上、対象者の指定を行うとともに、対象者に対して必要な情報教示を行い、制度の適正な運用に努めるなど組織的な運用が行われた。	・再被害防止要綱に基づいた対象者の指定及び組織的な対応の強化 ・検察庁、刑事施設等の関係機関と連携した適切な再被害防止措置の推進	・被害関係者の要望に応じた必要な措置の実施 ・防犯指導や保護対策の教示	-
	オ 警察における保護対策の推進	(ア) 警察における保護対策の推進	警察	・警察組織の総合力を発揮した保護対策の実施 ・関係機関との連携強化	・対象者に応じた組織的な保護対策の実施	(成果) ・組織的な管理を行い、適切な保護対策を行った。	・警察組織の総合力を発揮した保護対策の実施 ・関係機関との連携強化	・組織的な保護対策の実施	-
	カ 犯罪被害者等に関する情報の保護	(ア) 犯罪被害者等に関する情報の保護	警察	・情報管理の徹底 ・職員に対する教養の実施	・被害者情報の保護を徹底 ・継続的な指導、教養の実施 ・被害者保護対策に配慮した報道発表の実施	(成果) ・個別具体的に検討し、被害者の心情等に配慮した報道対応を行った。	・情報管理の徹底 ・職員に対する教養の実施	・被害者情報の保護対策に配慮した報道発表の徹底 ・職員に対する継続的な教養の実施 ・被害者情報の保護を徹底	-
	キ ストーカー事案への適切な対応	(ア) ストーカー事案への適切な対応	警察	・被害者の安全確保を最優先とした迅速、的確な対応の推進 ・関係機関との連携強化 ・制度内容の周知徹底	・関係機関と連携をとり、被害者の安全確保を最優先とした迅速、的確な対応の実施 ・ストーカー加害者に対する治療の取組の推進	(成果) ・職員への指導教養を徹底し、被害者の安全確保を最優先とした対応を行った。	・被害者の安全確保を最優先とした迅速、的確な対応の推進 ・関係機関との連携強化 ・制度内容の周知徹底	・事件検挙や被害者の避難等、安全確保を優先した対応を実施	-

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和6年度			令和7年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)
(6) 居住の安定(第15条)	ア 一時保護	(ア) 保護施設における一時保護<再掲>	人権・男女共同参画課	・状況に応じた一時保護等による安全の確保<再掲>	・一時保護実績 25世帯42人(うちDV被害者18世帯34人) ・女性自立支援施設における支援実績 9世帯12人(うちDV被害者4世帯6人)<再掲>	(成果) ・DV被害者等の適切な一時保護と退所後の被害者の自立に向けた生活支援を実施できた。 <再掲>	・状況に応じた一時保護等による安全の確保<再掲>	・一時保護実績 4世帯6人(全てDV被害者) ・女性自立支援施設における支援実績 2世帯3人(全てDV被害者)<再掲>	36,359<再掲>
		(イ) 職員住宅の目的外使用	人権・男女共同参画課	・避難用建物の利用	・入居実績(非公表) ※件数が少なく、事案が特定されるおそれがあるため	(成果) ・住居確保が困難な被害者を一時的に入居させて生活再建の支援を行うことができた。	・避難用建物の利用	・入居実績(非公表) ※件数が少なく、事案が特定されるおそれがあるため	-
			県民生活課	・制度についての広報・周知 ・県の指針に関するリーフレットに制度についての掲載	・実績 0件	(課題) ・継続した制度の周知	・制度についての広報・周知 ・県の指針に関するリーフレットに制度についての掲載	実績なし	-
	イ 優先入居	(ア) 県営住宅の優先入居	住宅課	・引き続き、県営住宅の入居決定の際の優遇措置について周知を図り、犯罪被害者等の居住の安定の確保を図る	・応募なし	【課題】 ・引き続き、制度の周知が必要	・引き続き、県営住宅の入居決定の際の優遇措置について周知を図り、犯罪被害者等の居住の安定の確保を図る	・R7年度第1回募集(5月) 応募なし	-
ウ 転居	(ア) 民間賃貸住宅に関する情報提供	住宅課	・高知県居住支援協議会の活動に参加し、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度など住宅セーフティネット制度に関する情報の提供を行う。	・住宅セーフティネット制度に関する情報提供 ・高知県居住支援協議会参加2回	【成果】 ・高知県居住支援協議会の活動に参加し、犯罪被害者等も対象となる住宅セーフティネット制度の情報提供ができた。  【課題】 ・今後も継続的な情報提供が必要。	・高知県居住支援協議会の活動に参加し、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度など住宅セーフティネット制度に関する情報の提供を行う。	・なし	-	
			(イ) 転居費用の補助<再掲>	県民生活課	・高知県犯罪被害者等支援事業費補助金制度の運用 ・各種広報媒体を通じた制度についての広報・周知(Q&Aを掲載) ・支援者側への県制度の周知(教育現場等)<再掲>	【実績】 ・電話相談 3件 ・面接相談 0件 ・申請 1件 ・交付 1件  【補助金制度の広報・周知】 ・コンビニ等へチラシ配布→500部以上 ・公立学校人権教育主任会議にてリーフレット配布→294部 ・ラジオ広報(5/14、8/1、8/2) ・県公式Xにて発信(6/6) ・ベトナム語のチラシを作成<再掲>	(成果) ・申請1件、交付1件。 被害者の経済的支援につながった。 <再掲>	・高知県犯罪被害者等支援事業費補助金制度の運用 ・各種広報媒体を通じた制度についての広報・周知(Q&Aを掲載) ・支援者側への県制度の周知(教育現場等)<再掲>	【実績】 なし  【補助金制度の広報・周知】 ・令和7年度市町村犯罪被害者等支援担当課長会で出席者にチラシ、リーフレットを配布(5/19)(各27部) ・ラジオ広報(5/20)<再掲>

1 犯罪被害者等が安心して暮らすことができるように

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和6年度			令和7年度			
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績(5月末時点)	予算(千円)	
(7) 雇用の安定等(第16条)	ア 事業主等の理解の増進等	(ア) 事業主等の理解の増進	雇用労働政策課	・新たな取組が開始される際には、当課で発行している広報誌「こうち労政情報」へ掲載(掲載月は未定)(発行部数は2,150部)	なし	別途広報手段の検討が必要	R7年度事業廃止	—	—	
			県民生活課	・高知労働局と連携した休暇制度の周知 ・犯罪被害者等が置かれる状況について、事業者等への啓発(11月(犯罪被害者週間に向けて))	高知労働局と連携し事業者へ休暇制度の周知 ・高知県商工会議所(11月号)会報掲載 ・メルマガ第8号掲載	(成果) ・県内事業者等へ犯罪被害者等が置かれる状況や休暇制度の必要性について啓発ができた。	・高知労働局と連携した休暇制度の周知 ・犯罪被害者等が置かれる状況について、事業者等への啓発(11月(犯罪被害者週間に向けて))	実績なし	—	
		(イ) 労働相談対応と制度の周知	雇用労働政策課	・労働相談窓口の周知のための広報	・広報誌「こうち労政情報」へ相談連絡先を掲載	【成果】 県内企業や県内企業支援団体を通じて県民に対し、周知することができた。  ※労働委員会における犯罪被害者等からの相談実績なし	R7年度事業廃止	—	—	
イ 雇用の安定	(ア) 就業を希望する女性に対する支援	人権・男女共同参画課	・各種就労支援機関への手続同行等のつなぎ	・ハローワークマザーズコーナーへの同行支援実績 1人5回	(成果) ・就労を希望するDV被害者が、ハローワーク等の支援機関に相談する際に、生活サポーターが同行し、就労につながった。  (課題) ・DV被害者は精神的なショックを受けて療養が必要な場合が多く、早期の就労につながるケースが少ない。	・各種就労支援機関への手続同行等のつなぎ	・ハローワークマザーズコーナーへの同行支援実績 実績なし	—		
			(イ) ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援サービスの提供	子ども家庭課	・「高知家の女性のしごと応援室」等と連携した、就業相談や求人情報の提供 ・安定した就労の実現に向け、技術・資格取得の制度の案内 ・手当や助成金、子どもの学費等に関する貸付制度等の案内	・相談件数(来所・電話・LINE等)1,675件 うち、仕事や資格に関する相談：223件 ・ひとり親家庭支援センター公式LINEによる支援情報等の配信：132件 ・求職登録者数 R6：31人(R5：60人) うち・新規求職者数：R6：23人(R5：41人) ・就職者数 R6：12人(R5：24人) ・就職率 R6：38.7%(R5：40.0%)	(成果) ・「高知家の女性のしごと応援室」等と連携した就業支援を行うことができた。 ・LINEによる就業に関する支援情報等の提供を行うことができた。  (課題) ・相談者のニーズ(職種、就業時間)に合った求人が少ない、就業に向けたメンタル面でのサポートが必要などの理由により、センターの支援を通じた就職者数が減少している。	・「高知家の女性のしごと応援室」等と連携した、就業相談や求人情報の提供 ・安定した就労の実現に向け、技術・資格取得の制度の案内 ・手当や助成金、子どもの学費等に関する貸付制度等の案内	・相談件数(来所・電話・LINE等)194件(うち、仕事や資格に関する相談：22件) ・LINEによる就業に関する支援情報等の案内	6,887 (再掲)
			(ウ) 職業訓練の実施	雇用労働政策課	・学卒者向けの施設内訓練(普通課程)の実施 ・在職者訓練：30コース、受講者223名 ・委託訓練：62コース、定員697名	・施設内訓練(普通課程)：修了者50名、就職率98.3% ・在職者訓練：38コース、受講者172名 ・委託訓練：46コース、入校者359名	【成果】 ・施設内訓練(普通課程)訓練生に対し、就職コーディネーターや指導員による就職支援を行うことができた。 ・在職者訓練、委託訓練受講者のニーズに沿った訓練を実施することができた。 【課題】 ・引き続き各種訓練を実施する必要がある。	・学卒者向けの施設内訓練(普通課程)の実施 ・在職者訓練：36コース、受講者245名 ・委託訓練：62コース、定員697名	・施設内訓練(普通課程)就職率：—(訓練期間中のため) ・在職者訓練：4コース、受講者9名 ・委託訓練：10コース、入校者30名	386,259

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和6年度			令和7年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
(1) 県民の理解の増進（第17条）	ア 犯罪被害者等支援に関する広報の実施	(ア) 県民の理解の増進	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオ広報の実施（年3回）</li> <li>・市町村の総合的窓口等を通じ、各市町村の広報への指針等に関する案内の掲載</li> <li>・指針の冊子及び補助金のチラシの配布</li> <li>・安全安心まちづくり広場（10月）にて啓発物の配布</li> <li>・イオンモール化粧室鏡シール啓発（2週間）</li> <li>・SNSフィード広告、Googleバナー広告（2か月）</li> <li>・補助金制度チラシ外国語版作成（ベトナム語）</li> <li>・ラジオ・TV読み上げ</li> <li>・県公式Xで発信</li> <li>・民間支援団体に事業を委託し、その中で県制度や委託事業についての広報・周知を行う</li> <li>①コーラルコールのカード（6,000枚）</li> <li>②コーラルコールのリーフレット（2,000部）</li> <li>③コーラルコール付箋（1,000部）</li> <li>④コーラルコールクリアファイル（3,000部）</li> <li>⑤コーラルコールポスター（100部）</li> <li>⑥コーラルコールステッカー（1,000部）</li> <li>⑦低学年児童向けリーフレット（1,000部）</li> <li>⑧低学年児童向けカード（1,000枚）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県公式X 20回（5/1、6/6、6/26、7/18、7/30、8/20、8/30、9/24、10/1、10/21、11/5、11/21、12/3、12/25、1/7、1/28、2/5、2/28、3/13、3/27）</li> <li>・ラジオ広報 5回（5/14、8/1、8/2、11/11、1/9）</li> <li>・イオンモール化粧室鏡シール啓発（8/3～8/16）</li> <li>・SNSフィード広告、Googleバナー広告（8/1～8/31、12/18～1/17）</li> <li>・TV広報 4回（5/15、5/16、11/20、11/21）</li> <li>・指針の冊子及び補助金のチラシの配布</li> <li>配布先：市町村、関係機関、コンビニ等</li> <li>配布枚数：冊子294部、チラシ500部以上</li> <li>・補助金制度チラシ外国語版作成（ベトナム語）</li> <li>・メルマガの発行 3回（7/3、12/2、3/24）</li> <li>・県庁内化粧室へ性暴力相談窓口ステッカーを掲示</li> <li>・犯罪被害者週間についてののぼり旗を掲示（10/9）</li> <li>・デジタルサイネージによる広報 2回（12/18、1/9）</li> <li>・二次被害ポスターをコンビニへ配布（137枚）</li> <li>・低学年児童向けカード（15,000枚）</li> <li>・民間支援団体による広報・周知（事業委託）</li> <li>コーラルコールのカード（2,000枚）</li> <li>コーラルコールのリーフレット（3,000部）</li> <li>コーラルチラシ（2,000部）</li> <li>コーラルボールペン（2,000本）</li> <li>ウェットティッシュ（1,000個）</li> <li>ストレス・リリーサー（300個）</li> </ul>	<p>（成果）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各ツールを利用しながら広報・周知ができた</li> </ul> <p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年者への有効な周知・啓発が必要</li> <li>・県内の各支援機関への県制度の継続的な広報・周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオ広報の実施（年3回）</li> <li>・市町村の総合的窓口等を通じ、各市町村の広報への指針等に関する案内の掲載</li> <li>・指針の冊子及び補助金のチラシの配布</li> <li>・安全安心まちづくり広場（10月）にて啓発物の配布</li> <li>・Instagramフィード広告、LINEトークリスト広告（2か月）</li> <li>・ラジオ・TV読み上げ</li> <li>・県公式Xで発信</li> <li>・民間支援団体に事業を委託し、その中で県制度や委託事業についての広報・周知を行う</li> <li>①コーラルコールのカード（点字）（2,000枚）</li> <li>②コーラルコールのリーフレット（点字）（2,000部）</li> <li>③コーラルコールチラシ（点字）（2,000枚）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県公式X 4回（4/10、4/22、5/8、5/30）</li> <li>・ラジオ広報 1回（5/20）</li> <li>・県有施設へコーラルコールステッカー貼付（10施設 180部）</li> </ul>	931
		(ア) 県民の理解の増進	雇用労働政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな取組が開始される際には、当課で発行している広報誌「こうち労政情報」へ掲載（掲載月は未定）</li> <li>（発行部数は2,150部）</li> </ul>	なし	別途広報手段の検討が必要	R7年度事業廃止	-	-
				県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知労働局と連携した休暇制度の周知</li> <li>・犯罪被害者等が置かれる状況について、事業者等への啓発（11月（犯罪被害者週間に向けて））</li> <li>〈再掲〉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知労働局と連携し事業者へ休暇制度の周知</li> <li>・高知県商工会議所（11月号）会報掲載</li> <li>・メルマガ第8号掲載</li> <li>〈再掲〉</li> </ul>	<p>（成果）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内事業者等へ犯罪被害者等が置かれる状況や休暇制度の必要性について啓発ができた。</li> <li>〈再掲〉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知労働局と連携した休暇制度の周知</li> <li>・犯罪被害者等が置かれる状況について、事業者等への啓発（11月（犯罪被害者週間に向けて））</li> <li>〈再掲〉</li> </ul>	実績なし〈再掲〉

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和6年度			令和7年度			
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）	
(1) 県民の理解の増進（第17条）	ア 犯罪被害者等支援に関する広報の実施	(ア) 県民の理解の増進	人権・男女共同参画課	<p>■人権啓発センター実施分</p> <p>①じんけんふれあいフェスタの開催</p> <p>②人権啓発コラムの掲載(高知新聞)</p> <p>③人権研修ハートフルセミナーの開催</p> <p>④講師派遣事業の実施</p> <p>⑤人権ふれあい支援事業の実施</p> <p>■ソーレ実施分</p> <p>⑥講演会の開催</p> <p>⑦出前講座の実施</p>	<p>■人権啓発センター実施分</p> <p>①第26回人権啓発フェスティバル「こころんフェスタ」(12月8日)</p> <p>参加者：約7,000人</p> <p>(認定NPO法人こうち被害者支援センターが啓発・体験コーナーに参加)</p> <p>②犯罪被害者等が主題のコラム掲載なし</p> <p>③犯罪被害者等が主題のセミナーなし</p> <p>④犯罪被害者等が主題の事業なし</p> <p>⑤3団体(犯罪被害者等が主題の事業への支援なし)</p> <p>■ソーレ実施分</p> <p>⑥2回開催</p> <p>・DV防止啓発講演会(11月9日)</p> <p>参加者：会場57人、オンデマンド586人</p> <p>・犯罪被害者支援・女性の人権講演会(3月8日)</p> <p>参加者：会場46人、オンデマンド375人</p> <p>⑦7回開催(内容:デートDV)</p> <p>参加者：926人(高校生・大学生)</p>	<p>(成果)</p> <p>■人権啓発センター実施分</p> <p>人権啓発フェスティバルのアンケートでは、人権問題への関心や理解が深まった(まあまあ深まったを含む)の回答が96%、何か行動しようと思ったとの回答が98%であり、県民の意識啓発を図ることができた。</p> <p>■ソーレ実施分</p> <p>各講演会とも、オンデマンド配信の参加者数が前年度より大幅に増加し、DV防止や犯罪被害者支援の意識啓発につながった。また、出前講座の依頼も前年度より多く、若年層への啓発や相談窓口の周知が図られた。</p> <p>(課題)</p> <p>■人権啓発センター実施分</p> <p>犯罪被害者等の人権侵害を防止するためにも、より効果的で工夫のある取組が必要</p> <p>■ソーレ実施分</p> <p>講演会参加者や出前講座の依頼を増加し、より多くの県民の意識啓発等を図るために、広報の強化が必要</p>	<p>■人権啓発センター実施分</p> <p>①じんけんふれあいフェスタの開催</p> <p>②人権啓発コラムの掲載(高知新聞)</p> <p>③人権研修ハートフルセミナーの開催</p> <p>④講師派遣事業の実施</p> <p>⑤人権ふれあい支援事業の実施</p> <p>■ソーレ実施分</p> <p>⑥講演会の開催</p> <p>⑦出前講座の実施</p>	<p>■人権啓発センター実施分</p> <p>5月末時点取組実績なし</p> <p>■ソーレ実施分</p> <p>⑥5月末時点取組実績なし</p> <p>⑦1回開催(内容:デートDV)</p> <p>参加者：298人(高校生)</p>	<p>① 8,629</p> <p>② 213</p> <p>③ 1,685</p> <p>④ 13,481</p> <p>⑤ 659</p> <p>⑥ 520</p> <p>⑦ 1,117</p>	
			県民生活課	<p>・こうち被害者支援センターのじんけんふれあいフェスタへの参加(犯罪被害者等の人権問題の広報・周知)</p> <p>・人権啓発研修事業の一環としてポスタージャックで周知(上半期・下半期)</p>	<p>・12/8 人権啓発フェスティバルこころんフェスタ参加(こうち被害者支援センターによる県制度の周知)</p> <p>【ポスタージャック】</p> <p>・上半期→「性暴力被害者サポートセンターこうち」、「犯罪被害に伴う二次被害防止」、「市町村の総合的対応窓口」についてのポスターを掲示</p> <p>・下半期→上半期と同内容</p>	<p>(成果)</p> <p>・路面電車を利用する県民に限られるが、「性暴力被害者サポートセンターこうち」と「犯罪被害に伴う二次被害防止」、「市町村の総合的対応窓口」について、県民の理解の増進につながった。</p>	<p>・こうち被害者支援センターのじんけんふれあいフェスタへの参加(犯罪被害者等の人権問題の広報・周知)</p> <p>・人権啓発研修事業の一環としてポスタージャックで周知(上半期・下半期)</p>	実績なし	-	
			(ア) 県民の理解の増進	警察	<p>・交通事故遺族のメッセージを提示したパネル展の開催</p> <p>・戦略的な広報啓発活動の実施</p>	<p>・パネル展の開催</p> <p>運転免許センター(3/15~4/18)</p> <p>オーテピア高知図書館(4/26~5/7)</p> <p>において交通死亡事故被害者遺族のエッセイ等を展示するパネル展を開催</p>	<p>(成果)</p> <p>・パネル展には多くの県民が訪れ、犯罪被害者等支援等に関する理解増進が図られた。</p>	<p>・交通事故遺族のメッセージを提示したパネル展の開催</p> <p>・戦略的な広報啓発活動の実施</p>	<p>・パネル展の開催</p> <p>【開催予定】</p> <p>高知大学(6/5~6/13)</p> <p>高知市役所(6/23~6/27)</p> <p>いの町役場(8/21~8/29)</p> <p>香美市役所(9/1~9/5)</p>	-
			(イ) 交通事故被害者等の声を反映した県民の理解の増進	警察	<p>・交通事故遺族のメッセージを展示したパネル展の開催</p> <p>・交通事故被害者遺族等を講師に迎えた命の大切さを学ぶ教室の実施</p> <p>・交通安全教室における交通事故被害者遺族の手記朗読等</p>	<p>・パネル展開催(交通事故被害者遺族)</p> <p>・中学1校、高校4校で命の大切さを学ぶ教室を開催(交通事故被害者遺族2校、警察職員3校)</p> <p>・スクエア・ストレイト教育技法による交通安全教室(12回、約2,300人)を実施するとともに、交通事故被害者遺族の手記朗読</p>	<p>(成果)</p> <p>・教育現場における交通安全活動、講演等による交通安全教育の実施</p> <p>・パネル展等を通じて、交通事故被害者遺族の現状、心情等に対する県民の理解増進が図られた。</p>	<p>・交通事故遺族のメッセージを展示したパネル展の開催</p> <p>・交通事故被害者遺族等を講師に迎えた命の大切さを学ぶ教室の実施</p> <p>・交通安全教室における交通事故被害者遺族の手記朗読等</p>	<p>・パネル展の開催</p> <p>【開催予定】</p> <p>高知大学(6/5~6/13)</p> <p>高知市役所(6/23~6/27)</p> <p>いの町役場(8/21~8/29)</p> <p>香美市役所(9/1~9/5)</p> <p>・命の大切さを学ぶ教室</p> <p>交通事故被害者遺族</p> <p>中学1校(180人)</p> <p>高校1校(90人)</p> <p>警察職員</p> <p>高校1校(30人)</p>	-

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和6年度			令和7年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
（1）県民の理解の増進（第17条）	ア 犯罪被害者等支援に関する広報の実施	（ウ）被害が潜在化しやすい犯罪被害者に対する理解の促進	警察	・大学での被害者支援に関する講義の実施	・高知大学（9/3）、高知工科大（10/22）、高知県立大学（10/16）における講義の実施 ・民間被害者支援団体、医療従事者、教育関係者等に対する講演会の実施	（成果） ・大学における講義や関係機関等での講演会において、被害が潜在化しやすい性犯罪被害者の特性について理解の促進を図った。	・大学での被害者支援に関する講義の実施	・大学での講義実施予定	-
	イ 犯罪被害者週間等の集中した広報・啓発事業	（ア）「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な啓発事業の実施	警察	・ラジオ広報の実施 ・犯罪被害者週間（11月）における集中的な広報啓発活動の実施 ・関係機関と連携した各種イベントの実施	・ラジオ広報の実施（10/21） ・県警ホームページ、県警察X（旧ツイッター）等を活用した広報の実施 ・犯罪被害者週間におけるイベント等の開催（11/25～12/1） ・関係団体が主催する被害者支援イベントへの各署からの参加	（成果） ・様々な広報媒体を活用しての広報活動を実施し、県民の被害者支援への理解の促進を図った。	・ラジオ広報の実施 ・犯罪被害者週間（11月）における集中的な広報啓発活動の実施 ・関係機関と連携した各種イベントの実施	・ラジオ広報実施予定 ・関係機関等とのイベント開催予定	-
			県民生活課	・こうち被害者支援センター主催の犯罪被害者週間イベントの広報（11月） ・集中的な広報・周知活動の実施（11月） ・市町村への広報掲載依頼（7月）	・市町村へ広報掲載依頼（7月）し、9市町村が掲載 ・のぼり旗を県庁前に掲示（11/15～12/2） ・テレビ読み上げ（11/20、11/21） ・Xでの周知（11/21）	（成果） SNS等の広報媒体を利用して県民への広報を実施できた。  （課題） 犯罪被害者週間や犯罪被害者の置かれる立場等の更なる県民への周知	・こうち被害者支援センター主催の犯罪被害者週間イベントの広報（11月） ・集中的な広報・周知活動の実施（11月） ・市町村への広報掲載依頼（7月）	実績なし	-
		（イ）犯罪被害者等施策に関する広報啓発事業の実施	子ども家庭課	高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ・オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（11/1～11/30）に向けた広報の実施 ・チラシ作成：99,000部 ・ポスター作成：1,400部 （主な配布先：庁内外機関、教育機関、児童福祉施設等） ・SNS広告：YouTube、Instagram ※9/1～11/30に配信予定	高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ・オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（児童虐待防止推進月間）に向けた広報の実施（11/1～11/30） ・チラシ作成：99,000部 ・ポスター作成：1,400部 ※8月末までに作成、配付済み （主な配布先：庁内外機関、教育機関、児童福祉施設等） ・SNS広告：YouTube、Instagram ※10/1～12/31に配信	（成果） ・各種広報による普及啓発により虐待の予防・早期発見の取組につながっている。  （課題） ・「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を中心とした市町村や官民連携による広報啓発活動の強化が必要である。	高知オレンジリボンキャンペーンの実施 ・オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（11/1～11/30）に向けた広報の実施 ・チラシ作成：98,500部 ・ポスター作成：1,400部 （主な配布先：庁内外機関、教育機関、児童福祉施設等） ・SNS広告：YouTube、Instagram ※9/1～11/30に配信予定	（5月末時点取組実績なし）	971

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和6年度			令和7年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
(1) 県民の理解の増進（第17条）	ウ 教育現場における人権教育の実施	(ア) 学校における犯罪被害者等の人権課題も含めた人権教育等の推進	私学・大学支援課	・人権教育研修会の開催 ・学校訪問による助言・指導	・人権教育研修会の開催（8回） ・学校訪問による助言・指導（10法人（11校）49回）	【成果】 ・教員を対象とした研修会の開催や指導・助言により人権教育担当教員における指導力が向上している。 【課題】 ・教員が求めるテーマや内容となるよう、ニーズ等を把握して、今後の計画に活かしていく必要がある。	・人権教育研修会の開催 ・学校訪問による助言・指導	・人権教育研修会の開催（5月2回） ・学校訪問による助言・指導（4月11回）	3,762
			小中学校課	○道徳教育実践力向上プランに係る研修会の開催 ・道徳科教材研究力向上セミナー（4回） ・道徳科授業実践力向上セミナー（4回） 東洋町立甲浦中学校 大豊町立大豊学園 宿毛市立小筑紫小学校 高知市立一宮中学校  ○道徳科授業実践オープン講座 高知市立潮江南小学校  ○道徳教育パワーアップ研究協議会（7月31日開催）  ○道徳科授業推進ティーチャー養成事業  ○家庭版道徳教育ハンドブック ・「家庭で取り組む 高知の道徳」 令和7年度小学新1年生用増刷	○「家庭で取り組む 高知の道徳」 令和6年度小学1年生へ配布（4月） ○道徳教育実践力向上プランに係る研修会の開催 ・道徳科教材研究力向上セミナー（全4回開催 152名参加） ・道徳科授業実践力向上セミナー（全4回開催 111名参加） 東洋町立甲浦中学校 大豊町立大豊学園 宿毛市立小筑紫小学校 高知市立一宮中学校  ○道徳科授業実践オープン講座 高知市立潮江南小学校（155名参加）  ○道徳教育パワーアップ研究協議会（7月31日開催 62名参加）  ○道徳科授業推進ティーチャー養成事業  ○家庭版道徳教育ハンドブック ・「家庭で取り組む 高知の道徳」 令和7年度小学1年生用増刷	○道徳科の授業において、「指導の要点」を明確にした多様な学習指導が行われ、児童生徒が、多様な感じ方や考え方に接し、自らの考えを深め、判断し、表現する力を育むことができるよう、話し合い活動などの言語活動を生かした学習が展開されるなど、授業改善が進んでいる。特に、考えを深めるための話し合い活動に取り組んでいると感じている児童生徒や、そのための指導をしている教師の意識は高いものとなっている。しかし、中には、取り入れた話し合い活動によって、児童生徒が多様な感じ方や考え方に接することができず、自らの考えを深めることにつながらなかった授業も見られる。  ○学校と家庭・地域が一体となって取組を進めるために、道徳科の授業公開や、学校運営協議会などにおいて地域や家庭に学校の道徳教育についての説明をしている学校が増えている。しかし、学校の道徳教育について家庭や地域と協議している学校はまだ少ない現状となっている。	○道徳教育実践力向上プランに係る研修会の開催 ・道徳科教材研究力向上セミナー（4回） ・道徳科授業実践力向上セミナー（4回） 香美市立鏡野中学校 津野町立葉山小学校 三原町立三原中学校 高知市立昭和小学校  ○道徳科授業実践オープン講座 芸西町立芸西中学校  ○道徳教育パワーアップ研究協議会（8月18日開催）  ○道徳科授業推進ティーチャー養成事業  ○家庭版道徳教育ハンドブック ・「家庭で取り組む 高知の道徳」 令和8年度小学1年生用増刷	○道徳科授業推進ティーチャー養成事業・オリエンテーション開催（4月）  ○「家庭で取り組む 高知の道徳」 令和7年度小学1年生への配布（4月）	2,802
			特別支援教育課	【全体】 ・生命尊重や思いやりの心を育てる道徳教育の計画的な実施  【発達段階に応じた取組】 ・インターネットにおける人権侵害に関する学習（SNSの学習等） ・性犯罪の被害にあわないための学習	・道徳教育の全体計画の提出（5月）  ①インターネットにおける人権侵害に関する学習 ・特別支援学校11校で実施。 ・学習内容：SNSの使い方（マナー、危険性、いじめ）、個人情報について等 ②性犯罪の被害にあわないための学習 ・特別支援学校9校で実施 ・学習内容：プライベートゾーンについて、交際について（デートDV、予期せぬ妊娠等）、不審者の対処法等	（成果） ・外部専門家（警察、助産師等）に講師依頼したり、親子教室を実施したりする工夫により、各学校が生徒の実態や障害特性に応じた取組を進めることができた。  （課題） ・一度の学習での理解は難しいため、繰り返し学習することで定着を図る必要がある。	【全体】 ・生命尊重や思いやりの心を育てる道徳教育の計画的な実施  【発達段階に応じた取組】 ・インターネットにおける人権侵害に関する学習（SNSの学習等） ・性犯罪の被害にあわないための学習	・道徳教育の全体計画の提出（5月）  ①インターネットにおける人権侵害に関する学習 ・各特別支援学校で計画 ・学習内容：SNSの正しい使い方、トラブル対応等 ②性犯罪の被害にあわないための学習 ・各特別支援学校で計画 ・学習内容：プライベートゾーンについて、異性との付き合い方について等	-

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和6年度			令和7年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
(1) 県民の理解の増進（第17条）	ウ 教育現場における人権教育の実施	(ア) 学校における犯罪被害者等の人権課題も含めた人権教育等の推進	高等学校課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各学校における人権教育の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育主任連絡協議会の開催（人権教育・児童生徒課主催）</li> <li>○各学校における道徳教育の推進                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育推進教師連絡協議会（12月）開催</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育の全体計画提出（R5.3月末）</li> <li>・道徳教育推進教師連絡協議会の開催</li> </ul>	（成果） <ul style="list-style-type: none"> <li>・各県立高校における道徳教育全体計画及び道徳教育に関する実践事例を集約し、取りまとめることができた。</li> <li>・各県立高校の道徳教育推進教師の指導力向上を目的とした連絡協議会を開催することができた。</li> </ul> （課題） <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己肯定感や社会性の育成に向け、実践の共有等による各校の取組の更なる充実が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各学校における人権教育の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育主任連絡協議会の開催（人権教育・児童生徒課主催）</li> <li>○各学校における道徳教育の推進                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育推進教師連絡協議会（12月）開催</li> <li>・小・中学校における道徳教育推進に関する研修会等への高校教員の参加（8月～11月）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育の全体計画提出（R6.3月末）</li> <li>・道徳教育推進教師連絡協議会開催準備</li> <li>・小・中学校における道徳教育推進に関する研修会へ高校教員の参加案内</li> </ul>	507
			人権教育・児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育主任連絡協議会を、高校・特別支援学校及び、小・中学校（地区別）で実施する。研究指定校の研究報告や実践交流等を通して組織的・計画的な人権教育の推進を図るとともに、人権課題に関する授業研究と授業実践の充実に繋がる研修事例を提供する。</li> <li>・犯罪被害者等を含む個別の人権課題についての指導資料集について周知し、学校における取組の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○組織的・計画的な人権教育の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育主任対象の連絡協議会地区別研修を実施（5・6月）</li> <li>・犯罪被害者等を含む個別の人権課題についての指導資料集の活用と授業実践を周知</li> </ul> </li> </ul>	（成果） <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育の具体的な取組等について研修を実施し、人権教育主任の知的理解を図ることができた。</li> <li>・犯罪被害者等を含む個別の人権課題についての指導資料集について周知を行い、その活用を含めた授業実践について働きかけを行うことができた。</li> <li>・人権教育指導資料（学校教育編）Let's feel じんけん（H30年改定版）、実践・指導事例集を校内研修や授業等で活用している学校の割合 小：95.0%、中：80.6%、高：70.2%、特：53.3%</li> </ul> （課題） <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校において、児童生徒の発達段階に応じ、人権課題に関する人権教育を推進しているが、犯罪被害者に関する人権課題を取り扱うことに難しさを感じている学校は多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育主任連絡協議会を、高校・特別支援学校及び、小・中学校（地区別）で実施する。研究指定校の研究報告や実践交流等を通して組織的・計画的な人権教育の推進を図るとともに、人権課題に関する授業研究と授業実践の充実に繋がる研修事例を提供する。</li> <li>・犯罪被害者等を含む個別の人権課題についての指導資料集について周知し、学校における取組の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○組織的・計画的な人権教育の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育主任対象の連絡協議会地区別研修を実施（5月）</li> <li>・犯罪被害者等を含む個別の人権課題についての指導資料集の活用と授業実践を周知</li> </ul> </li> </ul>	1,316
		(イ) いのちの教育プロジェクト	保健体育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○性に関する指導の手引きを活用した事業の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・手引きの活用と生命（いのち）の安全教育の推進について周知</li> <li>・体育主任・養護教諭・校長等</li> <li>・生命（いのち）の安全教育及び子供たちから性被害の相談を受けたときの対応方法・支援体制をテーマとした研修会の開催</li> <li>・活用状況調査（学校保健計画に位置付けた指導の実施）</li> </ul> </li> <li>○性教育推進協議会（年2回予定）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>委員：高知県産婦人科医会</li> <li>高知県看護協会</li> <li>高知大学医学部看護学科</li> <li>高知県立大学看護学部等</li> </ul> </li> <li>○性に関する指導外部講師派遣事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部講師用教材を活用した指導の実施</li> <li>・随時募集</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○性に関する指導の手引きを活用した事業の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・手引きの活用と生命（いのち）の安全教育の推進について周知</li> <li>・令和6年度学校保健・健康教育推進研修会                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①「生命（いのち）の安全教育とSOSを受け止めるための大人の準備」</li> <li>②子供たちの性被害・性加害への対応について</li> </ul> </li> <li>（11/26、養護教諭、保健主事394名参加）</li> <li>・活用状況調査（1月、活用率98.2%）</li> </ul> </li> <li>○性教育推進協議会の実施（8/1,2/17）</li> <li>○性に関する指導外部講師派遣事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・70校（82回）派遣</li> </ul> </li> </ul>	【成果】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部講師派遣事業の運用の定着（R4：48校（56回）→R5：70校（84回）→R6：78校（92回））。また、性に関する指導の手引きを活用する学校が増加した（R5 89.4% → R6 98.2%）</li> <li>・性に関する指導の必要性等について、推進の中核となる養護教諭及び保健主事に対する研修を実施し、共通理解を図るとともに、指導の充実に向けた協議を行うことができた。</li> </ul> 【課題】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・性に関する指導の手引き及び教材の活用の推進</li> <li>・計画的・継続的・組織的な性に関する指導の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○性に関する指導の手引きを活用した事業の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・手引きの活用と生命（いのち）の安全教育の推進について周知</li> <li>・体育主任・養護教諭・校長等</li> <li>・活用状況調査（学校保健計画に位置付けた指導の実施）</li> </ul> </li> <li>○性教育推進協議会（年2回予定）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>委員：高知県産婦人科医会</li> <li>高知県看護協会</li> <li>高知大学医学部看護学科</li> <li>高知県立大学看護学部等</li> </ul> </li> <li>○性に関する指導外部講師派遣事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部講師用教材を活用した指導の実施</li> <li>・乳幼児とのふれあい体験</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○性に関する指導外部講師派遣事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部講師用教材を活用した指導の実施</li> <li>・随時募集</li> </ul> </li> </ul>	3,244

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和6年度			令和7年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
(1) 県民の理解の増進（第17条）	ウ 教育現場における人権教育の実施	(ウ) 中学生・高校生を対象とした講演会の実施等	警察	・「命の大切さを学ぶ教室」の開催	・命の大切さを学ぶ教室 交通事故被害者遺族 参加者数：1,088人 (中学校1校、高校1校) 警察職員 参加者数：73人(高校3校)	(成果) ・受講者が書いた作文や感想文の内容から、多くが犯罪被害者等への理解を深め、命やルールを守ることの大切さについて深く考える機会になったと認めた。	・「命の大切さを学ぶ教室」の開催	・命の大切さを学ぶ教室 ○交通事故被害者遺族 中学1校(180人) 高校1校(90人) ○警察職員 高校1校(30人)	205
	エ 二次被害の防止の促進	(ア) 二次被害の防止に関する理解の促進	県民生活課	・人権啓発研修事業の一環として「ポスタージャック」で周知(上半期・下半期) ・メールマガジン発行、SNS等各種広報媒体による広報 ・県庁正面玄関とフジグランの電子掲示板で「二次被害防止ポスター」通年表示 ・ラジオ広報(1月)	・Xでの周知(7/18、12/3) ・「ポスタージャック」で、二次被害の防止について周知 ・ラジオ広報(1/9) ・二次被害の防止に関するポスターをコンビニ等へ配布(137枚) ・県庁正面玄関とフジグランの電子掲示板で「二次被害防止ポスター」通年表示	(成果) 県民に対して「犯罪被害に伴う二次被害の防止」について一定の周知ができた。	・人権啓発研修事業の一環として「ポスタージャック」で周知(上半期・下半期) ・メールマガジン発行、SNS等各種広報媒体による広報 ・県庁正面玄関とフジグランの電子掲示板で「二次被害防止ポスター」通年表示 ・ラジオ広報(1/20予定)	・県庁正面玄関とフジグランの電子掲示板で「二次被害防止ポスター」通年表示	-
		(イ) インターネット上の誹謗中傷等への対応	県民生活課	・人権啓発研修事業の一環として「ポスタージャック」で周知(上半期・下半期) ・メールマガジン発行、SNS等各種広報媒体による広報 ・県庁正面玄関とフジグランの電子掲示板で「二次被害防止ポスター」通年表示 ・法務局等関係機関との連携	・Xでの周知(7/18、12/3) ・「ポスタージャック」で、二次被害の防止について周知 ・二次被害の防止に関するポスターをコンビニ等へ配布(137枚) ・県庁正面玄関とフジグランの電子掲示板で「二次被害防止ポスター」通年表示	(成果) 支援機関、県民に対して「犯罪被害に伴う二次被害の防止」についての周知ができた。	・人権啓発研修事業の一環として「ポスタージャック」で周知(上半期・下半期) ・メールマガジン発行、SNS等各種広報媒体による広報 ・県庁正面玄関とフジグランの電子掲示板で「二次被害防止ポスター」通年表示 ・法務局等関係機関との連携	・県庁正面玄関とフジグランの電子掲示板で「二次被害防止ポスター」通年表示	-
	(ウ) 二次被害を防止するための対応		警察	・職員の対応技能向上 ・関係機関・団体との連携強化	・犯罪被害者支援専科における職員への教養の実施 ・犯罪被害者支援関係機関連絡協議会等において県やこうち被害者支援センター、検察庁、弁護士会等の関係機関との意見交換等	(成果) ・専科教養において二次被害防止を含めた被害者対応要領について、ロールプレイング方式により指導し、職員の技能向上を図った。	・職員の対応技能向上 ・関係機関・団体との連携強化	・職員への教養の実施 ・関係機関が主催する各種会議での情報共有	-
			県民生活課	・被害直後に弁護士による相談を受けられるよう、無料法律相談の実施(高知弁護士会との協定)  ・無料法律相談について、県HP、チラシ、SNS等各種広報媒体により周知	【法律相談の広報・周知】 ・公立学校人権教育主任会議にてリーフレット配布→294部	(課題) ・継続的な無料法律相談についての広報・周知	・被害直後に弁護士による相談を受けられるよう、無料法律相談の実施(高知弁護士会との協定)  ・無料法律相談について、県HP、SNS等各種広報媒体により周知	・令和7年度市町村犯罪被害者等支援担当課長会で出席者にリーフレットを配布(5/19)(27部)	248

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和6年度			令和7年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
(2) 人材の育成（第18条）	ア 関係団体に対する研修の充実等	(ア) 市町村職員に対する研修	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等支援担当課長会（5月）（犯罪被害者遺族による講演会実施）</li> <li>犯罪被害者等支援担当者会（7月）（ハンドブックを活用し、想定事例に基づいた実践的研修を実施）</li> <li>内閣府・警察庁等国の研修の情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等支援担当課長会を開催（5/20）</li> <li>犯罪被害者遺族による講演会を実施し、被害者の置かれた立場や被害者支援条例について情報提供</li> <li>犯罪被害者等支援担当者会を開催（7/26）</li> <li>想定事例に基づき、支援制度についてグループワーク実施</li> <li>国、他地方公共団体が主催の研修の情報提供</li> <li>犯罪被害者等支援に係る関係機関向け研修会の実施（12/20、1/15）</li> </ul>	（成果） ・県の取組や様々な支援制度、犯罪被害者の置かれる立場や二次被害等について市町村職員に周知ができた。 ・日頃犯罪被害者の方と接する機会が少ない市町村職員に対して、ハンドブックを利用し、実践的な研修を実施することができた。 （課題） ・複数の業務との兼務職員が多いことや異動も頻繁にあることから、知識の定着や継続的な人材育成が困難。	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等支援担当課長会（5/19）（犯罪被害者遺族による講演会実施）</li> <li>犯罪被害者等支援担当者会（7/17）（警察庁主催の全国被害者支援実務者会議をあてる予定）</li> <li>内閣府・警察庁等国の研修の情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害者等支援担当課長会を開催（5/19）</li> <li>市町村総合的対応窓口の役割や多機関ワンストップサービスについて情報提供</li> <li>犯罪被害者遺族による講演会を実施し、被害者の置かれた立場や被害者支援条例の必要性について情報提供いただいた</li> </ul>	127
		(イ) 性暴力被害者支援に関する研修	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等研修開催（10/6）</li> <li>講師：大阪大学、野坂 祐子准教授</li> <li>テーマ：トラウマインフォームドケアについて</li> <li>性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修（内閣府）の受講及び市町村等関係機関へ周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等研修開催（10/6）</li> <li>テーマ：トラウマインフォームドケアについて</li> <li>講師：野坂 祐子氏</li> <li>参加人数：92名（うちオンライン40名）</li> <li>性暴力・配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修（内閣府）を市町村、支援関係機関等（高知弁護士会、高知県産婦人科医会）へ周知</li> </ul>	（成果） 医療従事者だけでなく、学校現場の教諭や養護教諭、SCなどの心理職にも対象者を拡大し、性暴力被害者に対する心理的支援について周知ができた。 （課題） ・効率的かつ効果的な研修開催方法の検討。オンライン形式によるスムーズな進行。	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者等研修開催（11/13）</li> <li>講師：田口 奈緒氏（兵庫県立尼崎総合医療センター・NPO法人性暴力被害者支援センターひょうご）</li> <li>テーマ：性暴力被害の急性期対応</li> <li>性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修（内閣府）の受講及び市町村等関係機関への周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修（内閣府）の市町村、支援機関等への周知</li> </ul>	124
		(ウ) 民間支援団体が行う人材養成研修に対する支援	県民生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間支援団体の養成講座を関係機関へ周知</li> <li>性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修（内閣府）について案内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間支援団体の支援員の養成講座について</li> <li>県内市町村担当課及び関係機関への周知</li> <li>一受講者21名（行政職員17名）</li> </ul>	（課題） ・養成講座受講人数の確保と、受講終了後の支援員登録人員確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間支援団体の養成講座を関係機関へ周知</li> <li>性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修（内閣府）について案内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間支援団体の支援員の養成講座について県内市町村担当課及び関係機関へ周知</li> </ul>	-
		(エ) 民生委員・児童委員に対する研修	地域福祉政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新任研修</li> <li>・1年目研修：1箇所</li> <li>・2年目研修：1箇所</li> <li>・3年目研修：7箇所</li> <li>○中堅研修</li> <li>・2箇所</li> <li>○会長研修</li> <li>・2箇所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新任研修</li> <li>・1年目研修：1箇所（37名）</li> <li>・2年目研修：1箇所（63名）</li> <li>・3年目研修：2箇所（62名）</li> <li>○中堅研修</li> <li>・2箇所（98名）</li> <li>○会長研修</li> <li>・2箇所（137名）</li> </ul>	（成果） ・研修を通じて、犯罪被害者等からの相談対応等に関する資質向上につながった。 （課題） ・民生委員・児童委員の担い手確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新任研修</li> <li>・1年目研修：7箇所</li> <li>・2年目研修：1箇所</li> <li>・3年目研修：5箇所</li> <li>○中堅研修</li> <li>・2箇所</li> <li>○会長研修</li> <li>・2箇所</li> </ul>	（5月末時点取組実績なし）	3,837

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和6年度			令和7年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
(2) 人材の育成 (第18条)	イ 職員等に対する研修の充実等	(ア) 高齢者虐待防止等のための研修の充実	長寿社会課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県高齢者・障害者権利擁護センターにおいて、通報・相談対応を行う。</li> <li>・高齢者に対する虐待への対応力向上を目的に、高齢者福祉施設等職員や虐待対応窓口となる地域包括支援センター職員、市町村に対する研修の充実・強化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県高齢者・障害者権利擁護センター相談実績 一般相談361件、専門相談47件</li> <li>・市町村行政職員等研修会（5/17）72名参加</li> <li>・管理者、施設長、リーダー職員向け研修（7/16）149名参加</li> <li>・リーダー、中堅職員対象研修（養介護施設従事者向け）（9/3）157名参加</li> <li>・リーダー、中堅職員対象研修（居宅系サービス事業所、市町村向け）（12/18）156名参加</li> <li>・虐待対応事例検討、意見交換会（2/18）64名参加</li> </ul>	<p>(成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県高齢者・障害者権利擁護センターにおいて、住民からの相談に対応するとともに、包括支援センターや弁護士などにつなぎ、適切な支援を行った。</li> <li>・市町村職員や養介護従事者等に対して研修を実施することにより、虐待防止に必要な知識や理解を深めることができた。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修未参加施設、事業所についてもより幅広く参加してもらうための周知が必要。</li> <li>・高齢者虐待事例が継続的に発生している現状を踏まえ、今後も継続的に研修会を実施し、権利擁護に関する知識や理解を深めることが必要。</li> <li>・市町村と弁護士等の専門職団体など、高齢者に関わる関係機関との継続的な連携が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待の防止に向けて、高齢者福祉施設等の職員の意識向上を図る研修を実施</li> <li>・虐待事業への対応力向上を目的に、地域包括センターや市町村職員の研修を実施</li> <li>・市町村等職員を対象とした事例検討意見交換会を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県高齢者・障害者権利擁護センター相談実績 一般相談44件、専門相談9件</li> <li>・市町村行政職員等事業説明会（5/16）100名参加</li> </ul>	14,466
		(イ) 障害者虐待防止等のための体制の充実	障害福祉課	<p>地域共生社会の推進に向けて、どの地域においても、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制整備を目指し、障害者や高齢者の権利擁護・虐待防止に向けた取り組みを行うため、高知県社会福祉協議会への委託により、高齢者・障害者権利擁護センターを設置し、相談対応や研修を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県高齢者・障害者権利擁護センターの相談件数：92件</li> <li>・虐待防止・権利擁護研修の開催 【施設従事者等対象】 中堅・リーダー職員研修（8/8）受講者107名 施設長・管理者研修（8/9）受講者76名 虐待防止マネージャー研修（10/11）受講者73名 【行政職員対象】 市町村行政職員等研修（7/4）受講者24名</li> </ul>	<p>(成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修を通じて障害者虐待の防止や適切な対応等についての知識と理解を深めた</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県高齢者・障害者権利擁護センターの相談窓口の周知と相談員の対応スキルの向上</li> <li>・施設従事者等の権利擁護に関する意識の向上と虐待防止の徹底</li> <li>・各施設が組織として権利擁護・虐待防止に取り組む体制の構築</li> <li>・市町村における相談対応及び虐待通報への対応力の向上と体制強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・障害者権利擁護センターで障害者虐待や権利擁護に関する相談対応を行う</li> <li>・障害者施設職員を対象に職階別の役割を理解するための研修を実施</li> <li>・市町村職員を対象に相談・通報への対応に関する研修を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県高齢者・障害者権利擁護センターの相談件数：8件</li> </ul>	7,838
		(ウ) 児童虐待防止等のための体制の充実	子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉司任用前講習会開催（5/29～6/12）21名参加予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉司任用前講習会開催（6/1～6/14）10名参加</li> </ul>	<p>(成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村職員等の専門性の向上が図られている。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の児童福祉担当職員等のスキル向上のためにも研修参加の促進が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉司任用前講習会開催（5/22～6/11）4名参加予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉司任用前講習会開催（5/22、5/28）4名参加</li> </ul>	150
		(エ) 学校における犯罪被害者等の人権課題も含めた人権教育の推進 (再掲)	人権教育・児童生徒課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の人権課題についての校内研修及び授業研究について市町村教育委員会や県立学校を中心に働きかけ、計画的に支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆講師派遣 ・校内研修の講師派遣について、市町村教育委員会や学校に要請（5月）</li> <li>・校内研修への講師の派遣（3月末：16回）</li> </ul>	<p>(成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修内容を工夫し、教員の知的理解に留まらず、授業実践に繋がる研修を行うことができた。</li> </ul> <p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師要請の少ない市町村への働きかけの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別の人権課題についての校内研修及び授業研究について市町村教育委員会や県立学校を中心に働きかけ、計画的に支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆講師派遣 ・校内研修の講師派遣について、市町村教育委員会や学校に要請（5月）</li> </ul>	30
		ウ 指定被害者支援要員制度の活用	(ア) 指定被害者支援要員制度の活用	警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定被害者支援要員制度の適切な運用</li> <li>・指定被害者支援要員の対応能力向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定被害者支援要員105人（うち女性33人）を指定、100件で運用</li> <li>・指定被害者支援要員制度の改正（R6.4）</li> </ul>	<p>(成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害者支援専科修了生を支援要員に追加指定し、体制の充実を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定被害者支援要員制度の適切な運用</li> <li>・指定被害者支援要員の対応能力向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定被害者支援要員108人（うち女性37人）を指定、8件で運用</li> </ul>

2 犯罪被害者等を支える地域社会づくりのために

重点課題	具体的施策	具体的な取組	担当課	令和6年度			令和7年度		
				取組予定	取組実績	成果及び課題	取組予定	取組実績（5月末現在）	予算（千円）
(第2) 18人材の育成	エ 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実	(ア) 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実	警察	・被害者支援に従事する職員に対する教養や研修の充実化	・県下交通課長会議、刑事課長会議等において幹部職員に向けた教養を実施 ・犯罪被害者支援専科の実施(7/8~7/12) ・各種専科・任用科教養における職員への教養の教養	(成果) ・幹部職員や捜査担当者等に対する教養を実施した。 ・犯罪被害者支援専科では、ロールプレイング方式による演習を行うなど実践的な教養を行った。	・被害者支援に従事する職員に対する教養や研修の充実化	・一般職初任科での教養の実施(4/15)	-
(3) 民間支援団体に対する支援(第19条)	ア 民間支援団体に対する支援の充実	(ア) 民間支援団体に対する支援の充実	県民生活課	・「こうち被害者支援センター」に、「性暴力被害者支援センター運営業務」を委託 ・人材育成・確保に関する事業等への支援 ・民間支援団体への財政的支援 ・広報啓発の支援	【相談実績等】 ・電話相談 239件 ・面接相談 37件 ・その他 30件 ・直接的支援 234件 ・カウンセリング 5件 ・医療費助成 1件 (再掲)	(成果) ・電話、面接相談、直接的支援等各手段で被害者等の支援ができた。 (再掲)  (課題) ・継続的な広報が必要	・「こうち被害者支援センター」に、「性暴力被害者支援センター運営業務」を委託 ・人材育成・確保に関する事業等への支援 ・民間支援団体への財政的支援 ・広報啓発の支援	【相談実績等】 ・電話相談 48件 ・面接相談 8件 ・その他 6件 ・直接的支援 35件 ・カウンセリング 1件 ・医療費助成 2件  ・文化生活部所管の県有施設へ相談窓口ステッカーを配布(10施設 180枚)	8,270
				・「こうち被害者支援センター」に「犯罪被害者等支援推進事業」を委託 (県制度(犯罪被害者等支援事業費補助金)の申請補助や支援関係機関との連携及び支援コーディネート) ・市町村での出前講座の際のコーディネーター ・民間支援団体への財政的支援 ・広報啓発の支援	・県制度の対象案件相談(電話)6件 (面接)2件(3人) 申請件数 6件(5人) 交付件数 6件(5人)  ・調整会議:9回 ・市町村担当課長会、担当者会で、センターの取組について広報周知 ・指針、県制度等の広報・周知	(成果) ・県制度の交付件数6件 ・市町村の担当課長会及び担当者会でセンターの取組を広報周知することができた。  (課題) ・指針や県制度の継続的な広報周知 ・ケースによって柔軟な対応が必要	・「こうち被害者支援センター」に「犯罪被害者等支援推進事業」を委託 (県制度(犯罪被害者等支援事業費補助金)の申請補助や支援関係機関との連携及び支援コーディネート) ・市町村での出前講座の際のコーディネーター ・民間支援団体への財政的支援 ・広報啓発の支援	・県制度の案件相談実績なし ・市町村担当課長会でセンターの取組を周知 ・指針、県制度等の広報、周知	3,608
			警察	・民間支援団体との連携強化 ・民間支援団体における研修会等への講師派遣 ・安定的な財政的基盤の確立に向けた支援	・「社会貢献型自動販売機」による寄附 ・「犯罪被害者週間講演会」の後援 ・養成講座(7/16)、継続研修(10/1)に職員を講師として派遣	(成果) ・こうち被害者支援センターへの寄附の他、講演会等の開催を支援した。 ・民間支援団体の支援員や相談員に対する教養を実施する等、連携強化に努めた。	・民間支援団体との連携強化 ・民間支援団体における研修会等への講師派遣 ・安定的な財政的基盤の確立に向けた支援	・「社会貢献型自動販売機」による寄附	-